

## 多面的機能支払交付金 滋賀県最終評価報告書

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 第1章 取組の推進に関する基本的考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より） ..... | 1  |
| 1. 取組の推進に関する基本的考え方 .....                           | 1  |
| 2. 農地維持支払交付金に関する事項 .....                           | 1  |
| （1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 .....                | 1  |
| （2）交付単価 .....                                      | 2  |
| （3）加算単価 .....                                      | 2  |
| （4）交付金の算定の対象とする農用地 .....                           | 2  |
| （5）その他必要な事項 .....                                  | 2  |
| 3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項 .....         | 2  |
| （1）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等 .....           | 2  |
| （2）交付単価 .....                                      | 5  |
| （3）交付金の算定の対象とする農用地 .....                           | 6  |
| （4）その他必要な事項 .....                                  | 6  |
| 4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 .....            | 6  |
| （1）地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等 .....                   | 6  |
| （2）交付金の算定の対象とする農用地 .....                           | 7  |
| （3）その他必要な事項 .....                                  | 8  |
| 5. 広域協定の規模 .....                                   | 8  |
| 第2章 多面的機能支払交付金の実施状況 .....                          | 9  |
| 1. 支払の実施状況 .....                                   | 9  |
| （1）農地維持支払 .....                                    | 9  |
| （2）資源向上支払（共同） .....                                | 10 |
| （3）資源向上支払（長寿命化） .....                              | 11 |
| 2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員） .....                      | 12 |
| 第3章 多面的機能支払交付金の効果 .....                            | 13 |
| 1. 調査方法 .....                                      | 13 |
| 2. 効果の発現状況 .....                                   | 13 |
| （1）資源と環境 .....                                     | 14 |
| 1）地域資源の適切な保全管理 .....                               | 14 |
| 2）農業用施設の機能増進 .....                                 | 16 |
| 3）農村環境の保全・向上 .....                                 | 18 |
| 4）自然災害の防災・減災・復旧 .....                              | 22 |
| （2）社会 .....                                        | 24 |
| 1）農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献 .....                      | 24 |
| （3）経済 .....                                        | 28 |
| 1）構造改革の後押し等地域農業への貢献 .....                          | 28 |

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| (4) 都道府県独自の取組 .....                                       | 30 |
| 第4章 対象組織の自己評価に対する市町評価 .....                               | 31 |
| 1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価および市町評価 .....                 | 31 |
| (1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況 .....                         | 31 |
| (2) 推進活動の自己評価に対する市町評価 .....                               | 33 |
| 2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価 .....                            | 35 |
| 3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価 .....          | 37 |
| (1) 組織の活動の実施状況 .....                                      | 37 |
| (2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価 .....  | 39 |
| (3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について .....                      | 41 |
| (4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について .....                        | 44 |
| 4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価 ..... | 49 |
| 第5章 取組の推進に係る活動状況 .....                                    | 52 |
| 1. 基本的な考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より） .....                 | 52 |
| 2. 滋賀県の推進活動 .....                                         | 57 |
| 3. 市町の推進活動 .....                                          | 59 |
| 4. 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の推進活動 .....                      | 60 |
| 第6章 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向等 .....                      | 63 |
| 1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向 .....                              | 63 |
| (1) 取組の推進に係る活動について .....                                  | 63 |
| (2) コロナ禍による行動制限について .....                                 | 63 |
| (3) デジタル技術の活用について .....                                   | 64 |
| (4) 地域外からの人の呼び込みについて .....                                | 64 |
| (5) 若者女性などの多様な参画について .....                                | 64 |
| (6) 教育機関との連携について .....                                    | 65 |
| (7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について .....                         | 65 |
| (8) 地域防災（「田んぼダム」）の取組について .....                            | 66 |
| (9) 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について .....                          | 66 |
| 2. 制度に対する提案等 .....                                        | 66 |

## 第1章 取組の推進に関する基本的考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より）

### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

農村地域における近年の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する今後のあり方が懸念されるところである。

一方で農業・農村は、食料生産の場だけでなく、水源かん養、洪水防止、景観形成、保健休養、文化の伝承、国土保全、生物の保全などの多面的な機能を有している。これらの機能発揮に対する県民の要請を踏まえ、本県では、平成19年度から滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策として、農地、水、自然環境など農村をまるごと保全する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、「対策」という）」を開始し、共同活動による地域資源や農村環境の保全のための取組を支援してきた。

今後さらに、滋賀らしい農村の持続的発展のために、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える取組を一層進めていく必要があることから、地域の共同活動に係る支援を行うとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、次世代に本県の農業・農村が引き継がれるよう後押しすることを基本的な考えとするものである。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

#### （1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記1－2の第2の1

##### ア. 地域資源の基礎的保全活動

（1）機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。

（2）実践活動 実施要領と同じとする。

（3）研 修 次のとおりとする。

- ・活動期間中に各1回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

##### イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

（4）地域資源の適切な保全管理のための推進活動 実施要領と同じとする。

##### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

##### ア. 地域資源の基礎的保全活動

なし

##### イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

##### ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要

件は、別紙１のとおりとする。

## （２）交付単価

### ① 基本的考え方

単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価に 7.5 割を乗じる。

### ② 農地維持支払交付金の交付単価

| 地目 | 国の農地維持支払交付金の<br>10 アール当たりの交付単価 | 国の農地維持支払交付金と一体的に地<br>方公共団体が交付する交付金を加えた<br>交付金の 10 アール当たりの交付単価 |
|----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 田  | 1, 1 0 0 円                     | 2, 2 0 0 円                                                    |
| 畑  | 7 5 0 円                        | 1, 5 0 0 円                                                    |
| 草地 | 9 0 円                          | 1 8 0 円                                                       |

## （３）加算単価

### ① 小規模集落支援に係る加算単価は、上記交付単価の考え方と同様に国の加算単価に 7.5 割を乗じる。

### ② 小規模集落支援に係る農地維持支払交付金の加算単価

| 地目 | 国の農地維持支払交付金の<br>10 アール当たりの交付単価 | 国の農地維持支払交付金と一体的に地<br>方公共団体が交付する交付金を加えた<br>交付金の 10 アール当たりの交付単価 |
|----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 田  | 3 7 5 円                        | 7 5 0 円                                                       |
| 畑  | 2 2 5 円                        | 4 5 0 円                                                       |
| 草地 | 3 0 円                          | 6 0 円                                                         |

## （４）交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別紙１の第３の１および２に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、原則として農振農用地区域内農用地とするが、以下の農振農用地区域外農用地を含めることができる。

- ・活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の發揮に資すると認められる農用地。

## （５）その他必要な事項

なし

## ３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

### （１）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

#### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記 1－2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2

ア．施設の軽微な補修

- (1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。
- (2) 実践活動 実施要領と同じとする。
- (3) 研 修 次のとおりとする。
  - ・活動期間中に 1 回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ．農村環境保全活動

計画策定および啓発・普及は、実施要領別記 1－2 の第 3 の 2 の(2)と同じとする。

実践活動については、生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする。

- ・生態系保全は、別紙 2 の実践活動の 7 つの取組から毎年 1 つ以上選択して取り組むこととする。
- ・水質保全は、別紙 2 の実践活動の「水田からの排水（濁水）管理」と「水質モニタリングの実施・記録管理」には、必ず取り組むこととする。（下記③イ．参照）

なお、畑が認定農用地の 7 割以上占める場合は、これ以外の活動項目の中から 2 つ以上選択して実施する。

- ・その他の活動項目については活動組織の意向により、選択し実施するものとする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の(5)と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

なし

イ．農村環境保全活動

| 区 分     | 活動内容の変更                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動指針の構成 | 実践活動                                                                                                                                                                                                                                                              |
| テーマ     | 【標準型】水質保全                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 取 組     | 「水田からの排水（濁水）管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」                                                                                                                                                                                                                                |
| 取組内容    | ①「水田からの排水（濁水）管理」 <ul style="list-style-type: none"><li>・水稻作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流止止水板の適正な管理などの排水量が削減される取組を行うこと。</li><li>・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。</li></ul> なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3 月中下旬から 4 月初旬に行う |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>ことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。</li> </ul> <p>②「水質モニタリングの実施・記録管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各集落に水守当番を設けること。</li> <li>・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これらの結果を記録すること。</li> </ul> <p>なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p> |
| 活動要件 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 区 分     | テーマの追加                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動指針の構成 | 実践活動                                                                                                                                                                                                                           |
| テーマ     | 【環境保全型】公共用水域の水質保全活動                                                                                                                                                                                                            |
| 取 組     | 内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動                                                                                                                                                                                                        |
| 取組内容    | <p>内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取組を行うこと。</li> <li>・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。</li> </ul> |
| 活動要件    | ・「標準型」との単価差（水田の場合 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。                                                                                                                                                                                   |

| 区 分     | 活動内容の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動指針の構成 | 計画策定、啓発普及、実践活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| テーマ     | 【防災減災型】水田貯留機能増進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取 組     | 水田の貯留機能向上活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 取組内容    | <p>①計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水田貯留機能増進計画書」を作成すること。</li> </ul> <p>②啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。</li> </ul> <p>③実践活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。</li> <li>・排水路溝畔断面を標準（天端幅 30～50cm、高さ 30cm）以上確保すること。</li> <li>・対象水田面積の8割以上の面積で取り組むこと。</li> </ul> |
| 活動要件    | ・市町長が効果があると認める一団の農用地を対象とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 区 分     | テーマの追加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動指針の構成 | 計画策定、啓発普及、実践活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| テーマ     | 【生態系保全型】生物多様性の回復                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 取 組     | ①水路魚道の設置、②水田魚道の設置、③生息環境向上施設の設置、<br>④生物の移動経路の確保                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 取組内容    | 1. 計画策定<br>・「生態系保全計画書」を作成すること。<br>2. 啓発普及<br>・計画書の作成にあたっては、専門家の指導を受けること。<br>3. 実践活動<br>①水路魚道の設置<br>・魚の遡上が可能となるよう、水路に階段状に堰を設ける魚道を設置すること。<br>・水田への進入を容易にする一筆排水柵を改修すること。<br>②水田魚道の設置<br>・魚の遡上が可能となるよう、水田と排水路をつなぐ小規模魚道を設置すること。<br>③生息環境向上施設の設置<br>・水田内水路、ビオトープ、ワンド、石積み護岸等を設置すること。<br>④生物の移動経路の確保<br>・生物の移動経路確保のため、水路蓋、農道下の暗渠等を設置すること。 |
| 活動要件    | ①から④の共通<br>・「標準型」との単価差（水田 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。<br>・施設設置後に保全対象となる生物（魚類など）の生息状況や移動経路の確保の状況についてモニタリング調査を行うこと                                                                                                                                                                                                                   |

ウ．多面的機能の増進を図る活動  
なし

#### ④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

## （２） 交付単価

### ①基本的考え方

交付単価は、標準型、環境保全型、防災減災型および生態系保全型の４つの支援タイプを設けている。環境保全型は、農村環境保全活動のテーマに追加して「公共用水域の水質保全活動」に取り組む。防災減災型は、水田貯留機能増進のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。生態系保全型は、生物多様性の回復のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。

標準型の単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。環境保全型の単価設定は、国の基本単価の継続単価（基

本単価×7.5割)とする。防災減災型および生態系保全型の単価設定は、田は国の基本単価の継続単価(基本単価×7.5割)、畑と草地は、国の基本単価の継続単価(基本単価×7.5割)に7.5割を乗じる。

②資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

| 適用     | 地目 | 国の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の10アール当たりの交付単価 | 国の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価 |
|--------|----|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 標準型    | 田  | 650円                                        | 1,300円                                                                |
|        | 畑  | 400円                                        | 800円                                                                  |
|        | 草地 | 60円                                         | 120円                                                                  |
| 環境保全型  | 田  | 900円                                        | 1,800円                                                                |
|        | 畑  | 540円                                        | 1,080円                                                                |
|        | 草地 | 90円                                         | 180円                                                                  |
| 防災減災型  | 田  | 900円                                        | 1,800円                                                                |
|        | 畑  | 400円                                        | 800円                                                                  |
|        | 草地 | 60円                                         | 120円                                                                  |
| 生態系保全型 | 田  | 900円                                        | 1,800円                                                                |
|        | 畑  | 400円                                        | 800円                                                                  |
|        | 草地 | 60円                                         | 120円                                                                  |

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙2の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする。

(4) その他必要な事項

防災減災型の交付金の算定対象面積は、取組を行う計画対象面積とする。

「多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援」および「農村協働力の深化に向けた活動への支援」については適用しない。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針に準じるものとする。

なお、資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の交付対象は、下記の施設とする。



・用水路

農業水利施設のアセットマネジメントの一環として進めている機能診断（施設の状態をA, B, Cの3段階評価 別紙・用水路の劣化度判定基準）を実施したうえで、整備後30年を経過した地区で、最も劣化の進行しているC判定の用水路の割合の高い地区から優先的に補修改修していくことにより施設の長寿命化の効果的な取組を図る。

・排水路

「豊かな生きものを育む水田づくり」の拡大に向け、耐用年数30年を経過した排水路の補修・更新と生態系を配慮した排水路の整備を一体的に行うものを「生物多様性保全排水路」として位置づけ、整備できることとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

| 区分    | 対象施設 | 対象活動                        | 取組内容                                                                                                                                                      |
|-------|------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目の追加 | 排水路  | 「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置 | 排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。 |

③ 対象施設・対象活動に関する指針

滋賀県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

④ 上限額

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に係る工事の上限額については、原則、国が定めるとおり工事1件当たり200万円未満とし、200万円以上になる場合は他事業で実施するものとする。ただし、要件的に他事業等で実施することができない場合で市町が必要であると認めた場合に限り、県と協議のうえ、工事1件当たり400万円未満とすることができる。

⑤ 技術的指導

上記④により1件当たり200万円以上400万円未満の工事を実施する活動組織は、下記の技術的指導を受けるものとする。

- ・県および市町による実施前の機能診断を踏まえた工法の選定の適否
- ・県および市町による実施後の完了検査

（2）交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙2の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりと

する。

○交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする。

**(3) その他必要な事項**

なし

**5. 広域協定の規模**

中山間地域等の条件不利地域においては、広域協定の対象とする区域が50ha以上または協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を立ち上げることができるものとする。

## 第2章 多面的機能支払交付金の実施状況

### 1. 支払の実施状況

#### (1) 農地維持支払

|              | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | 備考                             |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------------------------|
| 市町村数         | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 全市町村数<br>: 19市町                |
| 取組率          | 100%     | 100%     | 100%     | 100%     | 100%     | 市町村数÷<br>全市町村数                 |
| 対象組織数        | 728組織    | 555組織    | 545組織    | 547組織    | 531組織    |                                |
| 広域活動組織       | 8組織      | 11組織     | 12組織     | 12組織     | 13組織     |                                |
| 認定農用地面積      | 37,662ha | 36,303ha | 36,576ha | 36,578ha | 36,299ha | 農振農用地<br>面積 (R4)<br>: 50,884ha |
| カバー率         | 74%      | 72%      | 72%      | 72%      | 71%      | 認定農用地<br>面積÷農振<br>農用地面積        |
| 農振農用地区<br>域外 | 103ha    | 98ha     | 109ha    | 109ha    | 104ha    |                                |
| 対象<br>施設     | 水路       | 8,158km  | 8,215km  | 7,973km  | 8,151km  | 8,017km                        |
| 道路           | 4,252km  | 4,116km  | 4,066km  | 4,123km  | 4,076km  |                                |
| ため池          | 606箇所    | 594箇所    | 607箇所    | 607箇所    | 606箇所    |                                |
| 交付金額         | 793百万円   | 777百万円   | 782百万円   | 780百万円   | 776百万円   |                                |

※カバー率は認定農用地面積÷農振農用地面積で算出

#### 【総括】

- 県内全 19 市町が農地維持支払に取り組んでおり、対象組織数は平成 30 年度には 728 組織であったが、令和 2 年度には 545 組織、令和 4 年度には 531 組織と推移している。この組織数の減少の大きな要因は、この間に新たに設立された広域活動組織（近江八幡市農村まると広域協議会(近江八幡市)、広域たかしま(高島市)、東草野農地保全会(米原市)、広域ひこね(彦根市)、広域あいしょう（愛荘町））に伴うものである。
- 認定農用地面積は、本県の農振農用地 50,884ha の約 7 割をカバーしている。多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）の第 1 期対策期間（H26～H30）を満了した活動組織のうち 38 組織が活動継続を断念したため、令和元年度に 1,359ha の認定農用地面積が減少した。それ以降は、本交付金未取組集落や活動休止組織に対して普及・啓発を図った結果、新規取組または活動継続に繋がり取組面積は維持されている。
- 対象施設は、水路約 8,000km、農道約 4,000km、ため池約 600 箇所であり、地域ぐるみで適切な保全管理に努めている。

(2) 資源向上支払（共同）

|             |                 | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | 備考                           |
|-------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|------------------------------|
| 市町村数        |                 | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 19市町     | 全市町村数：<br>19市町               |
|             | 取組率             | 100%     | 100%     | 100%     | 100%     | 100%     | 市町村数÷全<br>市町村数               |
| 対象組織数       |                 | 656組織    | 491組織    | 482組織    | 484組織    | 467組織    |                              |
|             | 広域活動組織          | 8組織      | 11組織     | 12組織     | 12組織     | 13組織     |                              |
| 認定農用地面積     |                 | 35,932ha | 34,929ha | 34,965ha | 35,001ha | 34,697ha | 農振農用地面<br>積（R4）：<br>50,884ha |
|             | カバー率            | 71%      | 69%      | 69%      | 69%      | 68%      | 認定農用地面<br>積÷農振農用<br>地面積      |
|             | 農振農用地区域外        | 0ha      | 0ha      | 0ha      | 0ha      | 0ha      | ※農振農用地<br>区域内のみ対<br>象        |
| 対象<br>施設    | 水路              | 7,816km  | 7,703km  | 7,741km  | 7,745km  | 7,609km  |                              |
|             | 道路              | 4,033km  | 3,909km  | 3,940km  | 3,947km  | 3,899km  |                              |
|             | ため池             | 592箇所    | 579箇所    | 593箇所    | 590箇所    | 589箇所    |                              |
| 交付金額        |                 | 453百万円   | 444百万円   | 446百万円   | 445百万円   | 442百万円   |                              |
| テ<br>ー<br>マ | 生態系保全           | 633組織    | 460組織    | 401組織    | 414組織    | 410組織    |                              |
|             | 水質保全            | 654組織    | 492組織    | 478組織    | 474組織    | 461組織    |                              |
|             | 景観形成<br>・生活環境保全 | 315組織    | 325組織    | 323組織    | 328組織    | 318組織    |                              |
|             | 水田貯留<br>・地下水かん養 | 0組織      | 4組織      | 4組織      | 2組織      | 3組織      |                              |
|             | 資源循環            | 1組織      | 1組織      | 6組織      | 5組織      | 5組織      |                              |

【総括】

- 県内全 19 市町が資源向上支払（共同）に取り組んでおり、対象組織数は平成 30 年度には 656 組織、令和 2 年度には 482 組織、令和 4 年度には 467 組織と推移している。対象組織数は、農地維持支払と同様に、活動組織の広域化に伴い減少している。
- 認定農用地面積は、平成 30 年度には 35,932ha、令和 2 年度には 34,965ha、令和 4 年度には 34,697ha と推移しており、本県農振農用地面積の約 7 割をカバーしている。農地維持支払と同様に、令和元年度に 1,003ha の認定農用地面積が減少し、それ以降面積は維持されている。
- 対象施設は、水路約 7,800km、農道約 4,000km、ため池約 600 箇所であり、地域ぐる

みで適切な保全管理に努めている。

- テーマについては、多くの活動組織で生態系保全活動および水質保全活動に取り組まれている。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

|          |              | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | 備考                       |
|----------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------------|
| 市町村数     |              | 13市町    | 12市町    | 12市町    | 12市町    | 12市町    | 全市町村数：<br>19市町           |
|          | 取組率          | 68%     | 63%     | 63%     | 63%     | 63%     | 市町村数÷全<br>市町村数           |
| 対象組織数    |              | 75組織    | 34組織    | 36組織    | 31組織    | 31組織    |                          |
|          | 広域活動組織       | 3組織     | 6組織     | 6組織     | 5組織     | 5組織     |                          |
| 対象農用地面積  |              | 3,859ha | 3,226ha | 3,494ha | 3,427ha | 3,167ha | 農振農用地面積（R4）：<br>50,884ha |
|          | カバー率         | 8%      | 6%      | 7%      | 7%      | 6%      | 対象農用地面積÷農振農用地面積          |
|          | 農振農用地<br>区域外 | 0ha     | 0ha     | 0ha     | 0ha     | 0ha     | ※農振農用地<br>区域内のみ対象        |
| 対象<br>施設 | 水路           | 5.6km   | 5.4km   | 5.8km   | 5.2km   | 8.3km   |                          |
|          | 道路           | 0.2km   | 0.8km   | 0.8km   | 1.6km   | 1.9km   |                          |
|          | ため池          | 0箇所     | 0箇所     | 0箇所     | 0箇所     | 0箇所     |                          |
| 交付金額     |              | 146百万円  | 123百万円  | 97百万円   | 104百万円  | 103百万円  |                          |

【総括】

- 県内市町の約6割に相当する12～13市町において資源向上支払（長寿命化）に取り組んでおり、対象組織数は平成30年度には75組織、令和2年度には36組織、令和4年度には31組織と推移している。
- 対象農用地面積は、平成30年度には3,859ha、令和2年度には3,494ha、令和4年度には3,167haと推移しており、施設の老朽度および機能診断結果に基づく活動組織からの要望量に伴い変動しているが、老朽化した設備が順次更新されるに伴い、要望量は減少傾向にある。
- 本県では、資源向上支払（長寿命化）により補修・更新を行う対象施設について、整備後30年以上が経過した用水路または生物多様性排水路に限定して実施しており、平成30年度には5.6km、令和2年度には5.8km、令和4年度には8.3kmと推移している。

## 2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

|              |           | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | 備考        |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 農業者          | 個人        | 23,145人 | 23,386人 | 21,551人 | 21,654人 | 21,006人 |           |
|              | 農事組合法人    | 204団体   | 330団体   | 402団体   | 346団体   | 405団体   |           |
|              | 営農組合      | 337団体   | 429団体   | 382団体   | 367団体   | 360団体   |           |
|              | その他の農業者団体 | 754団体   | 748団体   | 664団体   | 644団体   | 665団体   |           |
|              | 団体数計      | 1,295団体 | 1,507団体 | 1,448団体 | 1,357団体 | 1,429団体 |           |
|              | 農業者 計     | 24,440※ | 24,893※ | 22,999※ | 23,011※ | 22,435※ | ※（単位）人・団体 |
| 農業者以外        | 個人        | 14,300人 | 20,038人 | 22,366人 | 22,570人 | 22,035人 |           |
|              | 自治会       | 867団体   | 912団体   | 887団体   | 905団体   | 860団体   |           |
|              | 女性会       | 449団体   | 376団体   | 338団体   | 328団体   | 308団体   |           |
|              | 子供会       | 688団体   | 642団体   | 609団体   | 609団体   | 603団体   |           |
|              | 土地改良区     | 197団体   | 161団体   | 156団体   | 165団体   | 155団体   |           |
|              | JA        | 48団体    | 47団体    | 60団体    | 60団体    | 53団体    |           |
|              | 学校・PTA    | 166団体   | 142団体   | 149団体   | 147団体   | 143団体   |           |
|              | NPO       | 10団体    | 7団体     | 13団体    | 11団体    | 6団体     |           |
|              | その他       | 1,743団体 | 1,442団体 | 1,390団体 | 1,372団体 | 1,354団体 |           |
|              | 団体数計      | 4,168団体 | 3,729団体 | 3,602団体 | 3,597団体 | 3,482団体 |           |
|              | 農業者以外 計   | 18,468※ | 23,767※ | 25,968※ | 26,167※ | 25,516※ | ※（単位）人・団体 |
| 農業者+農業者以外 合計 |           | 42,908※ | 48,660※ | 48,967※ | 49,178※ | 47,951※ | ※（単位）人・団体 |

### 【総括】

- 対象組織の構成員数は、平成30年度から令和3年度まで増加傾向であり、令和4年度には微減であった。
- 構成員に占める農業者の参画状況は平成30年度の24,440人・団体（57%）、令和2年度の22,999人・団体（47%）、令和4年度の22,435人・団体（47%）と減少傾向にある。
- 一方、構成員に占める農業者以外の参画状況は、平成30年度の18,468人・団体（43%）、令和元年度の23,767人・団体（49%）、令和2年度の25,968人・団体（53%）、令和3年度の26,167人（53%）と増加傾向にあったが、令和4年度では微減であった。
- 年々、農業者以外の参画が増加しており、集落の垣根を越えた多様な主体での活動が実践されている。

### 第3章 多面的機能支払交付金の効果

#### 1. 調査方法

- 本評価の実施にあたり、令和4年度の実績報告、自己評価・市町村評価および国が令和2年度、令和5年度に実施したアンケート調査結果以外に使用した調査方法については、次のとおり。
  - ・ 施策評価アンケート  
(令和5年8月実施、対象:19市町、201組織(抽出))
  - ・ 多面的機能支払活動におけるSDGsの達成への貢献度調査  
(令和3年6月実施、対象:19市町)

#### 2. 効果の発現状況

- 効果の発現状況については、それぞれの効果項目に該当する自己評価・市町村評価等における評価項目を設定し、次の評価区分を基準に4段階で評価を行った。
- なお、複数の評価項目を設定したものについては、効果の発現状況を総合的に考慮して評価を行った。

##### 【評価区分】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる<br/>(全体の8割程度以上で効果が発現している、または、発現が見込まれる)</li><li>b. 大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる<br/>(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる)</li><li>c. 一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれる<br/>(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる)</li><li>d. 効果の発現が限定的である、または、発現の見込みが限定的である<br/>(全体の2割程度未満で効果が発現している、または、発現が見込まれる)</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



(1) 資源と環境

1) 地域資源の適切な保全管理

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                                                                                                      | 評 価                                 |                                     |                                     |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
|                                                                                                                                                                                    | a                                   | b                                   | c                                   | d                        |
| <b>遊休農地の発生防止</b><br>(自己評価:水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止 96%)<br>(市町村評価:水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止 98%)<br>(施策評価アンケート Q4:本交付金に取り組んでいなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う 51%)       | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| <b>水路・農道等の地域資源の適切な保全</b><br>(自己評価:水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止 96%)<br>(市町村評価:水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止 98%)<br>(施策評価アンケート Q5:本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う 82%) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| <b>鳥獣被害の抑制・防止</b><br>(自己評価:鳥被害防止対策及び環境改善活動の強化 39%)<br>(施策評価アンケート Q12:本交付金に取り組んでいなければ、農用地への鳥獣被害が拡大していたと思う 43%)                                                                      | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <b>非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成</b><br>(自己評価:非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成 53%)                                                                                                     | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| <b>水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化</b><br>(自己評価:水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 68%)                                                                                             | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |

【遊休農地の発生防止】

- 前期対策期間中の5年間で県内約40haの遊休農地が解消されるとともに、試算では、最大約860haの遊休農地発生抑制につながっている。
- 自己評価において、約9割の活動組織が「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止」に効果があると回答されている。また、市町村評価においても同様である。
- 施策評価アンケートにおいて、約5割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【水路・農道等の地域資源の適切な保全】

- 自己評価において、約9割の活動組織が「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止」に効果があると回答されている。また、市町村評価においても同様である。
- 施策評価アンケートにおいて、約8割の活動組織が「本交付金に未取組の場合、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【鳥獣被害の抑制・防止】

- 自己評価において、約 4 割の活動組織が「鳥被害防止対策及び環境改善活動の強化に取り組んでいる」と回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約 4 割の活動組織が「本交付金に取り組んでいなければ、農用地への鳥獣被害が拡大していたと思う」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成】

- 自己評価において、約 5 割の活動組織が「非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成に効果があった」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化】

- 自己評価において、約 7 割の活動組織が「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は地域資源の適切な保全管理に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                       | 現況 (R4) | 目標 (R5) |
|---------------------------|---------|---------|
| SDGs 2：持続可能な農業生産を支える      |         |         |
| 本交付金の取組が行われている農地の割合（カバー率） | 70%     | —       |

- 本交付金の取組が行われている農地の割合（カバー率）が本県農振農用地面積の約 7 割を占めていることから、本交付金は「(SDGs2)持続可能な農業生産を支える」に貢献していると評価する。

## ２）農業用施設の機能増進

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                                                                                 | 評 価 |   |   |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|---|
|                                                                                                                                                               | a   | b | c | d |
| <b>施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制</b><br>(施策評価アンケート Q8-2: 資源向上支払(長寿命化)に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う 98%)<br>(自己評価: 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 85%) | ■   | □ | □ | □ |
| <b>農業用施設の知識や補修技術の向上</b><br>(自己評価: 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 67%)                                                                                       | □   | ■ | □ | □ |
| <b>定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減</b><br>(活動組織アンケート Q5: 資源向上支払(共同、長寿命化)への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う 82%)               | ■   | □ | □ | □ |

### 【施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制】

- 施策評価アンケートにおいて、約 9 割の活動組織が「資源向上支払(長寿命化)に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う」と回答されている。
- 自己評価において、約 9 割の活動組織が「施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制に効果がある」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

### 【農業用施設の知識や補修技術の向上】

- 自己評価において、約 7 割の活動組織が「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

### 【定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減】

- 活動組織アンケートにおいて、約 8 割の活動組織が「資源向上支払(共同、長寿命化)への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は農業用施設の機能増進に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                                | 現況 (R4)                                | 目標 (R5) |
|------------------------------------|----------------------------------------|---------|
| SDGs 9：災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する |                                        |         |
| 資源向上支払（共同、長寿命化）の対象施設量              | 水路 7,609km<br>道路 3,899km<br>ため池 589 箇所 | —       |
| 増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数          | 10 組織<br>2%                            | —       |

- 活動組織が活動計画に位置付けている対象施設については、水路 7,609km、道路 3,899km、ため池 589 箇所であり、これらの施設の適切な保全管理に本交付金は寄与している。
- 増進活動（地域住民による直営施工）に取り組む組織数は 10 組織と全体の 2%とわずかであり、今後、普及啓発による取組推進が必要である。
- 以上から、本交付金は「(SDGs9)災害に強いインフラづくりとそのための技術開発」におおむね貢献していると評価する。

### 3) 農村環境の保全・向上

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                          | 評 価 |   |   |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|---|
|                                                                                                        | a   | b | c | d |
| 地域の環境の保全・向上<br>(自己評価：地域の環境の保全・向上 92%)                                                                  | ■   | □ | □ | □ |
| 地域の環境の保全・向上（生態系）<br>(施策評価アンケート Q7-1：活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増え、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う 32%) | □   | □ | ■ | □ |
| 地域の環境の保全・向上（水質）<br>(施策評価アンケート Q7-2：活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う 71%)                | □   | ■ | □ | □ |
| 地域の環境の保全・向上（景観）<br>(施策評価アンケート Q7-3：活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増え、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思う 73%)  | □   | ■ | □ | □ |
| 地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上<br>(自己評価：地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 70%)                                        | □   | ■ | □ | □ |

#### 【地域の環境の保全・向上】

- 本県は、資源向上支払（共同）について、水質保全および生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須の取組としているため、地域の住民の水質保全および生態系保全に対する理解・関心が高い。
- 自己評価において、約9割の活動組織が「地域の環境の保全・向上に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【地域の環境の保全・向上（生態系）】

- 施策評価アンケートにおいて、約3割の活動組織が「活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増え、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【地域の環境の保全・向上（水質）】

- 施策評価アンケートにおいて、約7割の活動組織が「活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う」と回答されている。
- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【地域の環境の保全・向上（景観）】

- 施策評価アンケートにおいて、約7割の活動組織が「活動を通じて、景観形成のための

植栽面積が増え、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果がでてきたと思う」と回答されている。

- 以上から、ほとんどの組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

【地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上】

- 自己評価において、約7割の活動組織が「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は農村環境の保全・向上に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                                             | 現況 (R4)       | 目標 (R5) |
|-------------------------------------------------|---------------|---------|
| SDGs15：地域における生物多様性を保全する                         |               |         |
| 生態系保全に取り組む組織数                                   | 410 組織<br>77% | —       |
| 生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数                           | 21 組織<br>4%   | —       |
| SDGs 6：地域における水質を保全する                            |               |         |
| 水質保全に取り組む組織数                                    | 461 組織<br>87% | —       |
| 景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数             | 318 組織<br>60% | —       |
| SDGs14：海洋・海洋資源を保全する                             |               |         |
| 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数             | 3 組織<br>1%    | —       |
| 水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）                        | 461 組織<br>87% | —       |
| 景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複） | 318 組織<br>60% | —       |
| SDGs 7：持続可能なエネルギーの利用を推進する                       |               |         |
| 資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数                      | 0 組織<br>0%    | —       |
| SDGs12：持続可能な生産・消費を進める                           |               |         |
| 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数                     | 467 組織<br>88% | —       |
| 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数（SDGs14 と重複） | 3 組織<br>1%    | —       |
| 資源循環に取り組む組織数                                    | 5 組織<br>1%    | —       |

【SDGs15：地域における生物多様性を保全する】

- 生態系保全に取り組む組織数は、410 組織であり全体の約 8 割を占めている。主な活動内容は、生きもの調査（観察会）の実施であり、子ども会や近隣の小学校を巻き込んだ活動を実施している組織もある。
- また、生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数は、21 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs15) 地域における生物多様性を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs 6：地域における水質を保全する】

- 水質保全に取り組む組織数は、461 組織であり全体の約 9 割を占めている。主な活動内容は、各期別（代かき期(前・中・後期)、田植え期)にかかる透視度調査の実施であり、子ども会など農業者以外の地域住民を巻き込んだ活動を実施している組織もある。
- また、景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数は、318 組織であり全体の約 6 割となっている。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs6) 地域における水質を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs14：海洋・海洋資源を保全する】

- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、3 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 水質保全に取り組む組織数は、461 組織であり全体の約 9 割を占めている。
- 景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数は、318 組織であり全体の約 6 割となっている。
- 上記活動の実施により地域住民の環境に対する意識向上が図られていることから、本交付金は「(SDGs14) 海洋・海洋資源を保全する」に貢献していると評価する。

【SDGs7：持続可能なエネルギーの利用を推進する】

- 資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数は、該当がなかった。

【SDGs12：持続可能な生産・消費を進める】

- 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数は、467 組織であり全体の約 9 割を占めている。
- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、3 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的となっている。
- 資源循環に取り組む組織数は、5 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 以上から、農村環境保全活動に取り組む組織数は多いものの、水田貯留機能増進・地下水かん養や資源循環など持続可能な生産・消費の推進に影響する実践活動に取り組む組

織は限定的であるため、本交付金の「(SDGs12) 持続可能な生産・消費を進める」に対する貢献度も限定的と評価する。



#### 4) 自然災害の防災・減災・復旧

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                                                                                                                                                  | 評 価                      |                                     |                                     |                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                | a                        | b                                   | c                                   | d                        |
| <b>自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止</b><br>(自己評価: 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化 62%)<br>(活動組織アンケート Q9: 排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払により施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う 91%)<br>(活動組織アンケート Q10-1: 水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止 55%) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| <b>災害後の点検や復旧の迅速化</b><br>(自己評価: 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化 62%)<br>(活動組織アンケート Q10-6: 軽微な被害箇所を早急に復旧 73%)                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| <b>地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化</b><br>(自己評価: 異常気象への対応や防災・減災への関心の向上 54%)<br>(活動組織アンケート Q10-4: 共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応 45%)                                                                                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

##### 【自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止】

- 自己評価において、約 6 割の活動組織が「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約 9 割の活動組織が「排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払により施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う」と回答され、また、約 6 割の活動組織が「水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

##### 【災害後の点検や復旧の迅速化】

- 活動組織アンケートにおいて、約 6 割の活動組織が「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

##### 【地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化】

- 自己評価において、約 5 割の活動組織が「異常気象への対応や防災・減災への関心の向上に効果がある」と回答されている。
- 活動組織アンケートにおいて、約 5 割の活動組織が「共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応できるようになった」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は自然災害の防災・減災・復旧に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※》

| 指 標                                                                                            |  | 現況 (R4)        | 目標 (R5) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|---------|
| SDGs13：気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する                                                               |  |                |         |
| 農地維持支払に取り組む組織数（異常気象時の対応を行っている組織数）                                                              |  | 531 組織<br>100% | —       |
| 水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数                                                                        |  | 3 組織<br>1%     | —       |
| 増進活動（防災・減災力の強化）に取り組む組織数                                                                        |  | 6 組織<br>1%     | —       |
| 啓発・普及（地域住民等との交流活動）で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数 |  | 0 組織<br>0%     | —       |

【SDGs13：地域における生物多様性を保全する】

- 農地維持支払に取り組む組織数（異常気象時の対応を行っている組織数）は、531 組織であり全組織が実施している。主に、異常気象後の施設の巡視点検を実施されている組織が多い。
- 水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数は、3 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 増進活動（防災・減災力の強化）に取り組む組織数は、6 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 啓発・普及（地域住民等との交流活動）で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数は、該当がなかった。
- 以上から、気候変動およびその影響を軽減するための活動に偏りはあるものの、近年多発するゲリラ豪雨や自然災害等に対する防災等意識向上が図られているため、本交付金は「(SDGs13) 気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する」に貢献していると評価する。

## (2) 社会

### 1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                                                                       | 評 価                      |                                     |                                     |                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                                                                                                                                                     | a                        | b                                   | c                                   | d                                   |
| <b>話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化</b><br>(自己評価：話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化 49%)<br>(施策評価アンケート Q10：本交付金への取組により、地域コミュニティが活性化<br>した（コミュニケーション機会の増加等） 36%) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            |
| <b>各種団体や非農業者等の参画の促進</b><br>(自己評価：各種団体や非農業者等の参画の促進 60%)                                                                                              | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/>            |
| <b>地域づくりのリーダーの育成</b><br>(施策評価アンケート Q12：本交付金に取り組んでいなければ、地域をとりまとめ、<br>行動を起こすリーダーや役員が育ちにくくなると思う 34%)                                                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            |
| <b>農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</b><br>(自己評価：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 16%)<br>(施策評価アンケート Q12：本交付金に取り組んでいなければ、伝統的な農業技術<br>や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなると思う 14%)  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> |

#### 【話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化】

- 自己評価において、約 5 割の活動組織が「話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化」に効果があったと回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約 4 割の組織が「本交付金への取組により、地域コミュニティが活性化した」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【各種団体や非農業者等の参画の促進】

- 自己評価において、約 6 割の活動組織が「各種団体や非農業者等の参画の促進に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【地域づくりのリーダーの育成】

- 施策の評価のためのアンケートにおいて、約 3 割の活動組織が「本交付金に取り組んでいなければ、地域をとりまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育ちにくくなると思う」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化】

- 自己評価において、約 2 割の活動組織が「農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に取り組んでいる」と回答されている。
- 施策の評価のためのアンケートにおいて、約 1 割の活動組織が「本交付金に取り組んでいなければ、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなると思う」と回答されている。

- 以上から、効果の発現が限定的である、または、発現の見込みが限定的であると評価する。

したがって、本交付金は、農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献に限定的ではあるが寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                               |                                                           | 現況 (R4)       | 目標 (R5) |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|---------|
| SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する      |                                                           |               |         |
|                                   | 女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数                                   | 389 組織<br>73% | —       |
|                                   | 保安全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数                               | 112 組織<br>21% | —       |
| SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取組の可能性を広げる  |                                                           |               |         |
|                                   | 女性会が参画する組織数                                               | 282 組織<br>53% | —       |
|                                   | 女性役員がいる組織の割合<br>※国実施アンケート                                 | 50%<br>65%    | —       |
|                                   | 活動に参加する女性の割合 ※施策評価アンケート                                   | 16%           | —       |
| SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る        |                                                           |               |         |
|                                   | 増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数                      | 17 組織<br>3%   | —       |
| SDGs11：住み続けられる地域をつくる              |                                                           |               |         |
|                                   | 多面的機能支払に取り組む農業集落の割合<br>※2020 年農林業センサス                     | 950 集落<br>60% | —       |
|                                   | 多様な主体の参画数（構成員数）                                           | 47,951 人・団体   | —       |
|                                   | 都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数                                     | 4 組織<br>1%    | —       |
| SDGs 4：地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する |                                                           |               |         |
|                                   | 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数                               | 467 組織<br>88% | —       |
|                                   | 学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施する組織の割合<br>※施策の評価アンケート | 64%           | —       |
| SDGs 3：やすらぎや福祉の機会を提供する            |                                                           |               |         |
|                                   | 増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数                            | 1 組織<br>0%    | —       |

【SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する】

- 女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数は、389 組織であり全体の約 7 割となっている。

- 保全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数は、112 組織であり全体の約 2 割となっている。
- 近年、農業者以外の多様な主体の活動への参画が増えてきていることから、本交付金は「(SDGs16) 多様な主体の参画による地域づくりを促進する」に貢献していると評価する。

【SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取組の可能性を広げる】

- 女性会が参画する組織数は、282 組織であり全体の約 5 割となっている。
- 女性役員がいる組織の割合は、アンケートの結果から 65%である。
- 活動に参加する女性の割合は、アンケートの結果から 16%である。
- 女性役員や活動への女性の参画は年々増加してきており、女性ならではの視線や感覚を生かした取組（例えば、子どもへの食育など）も実施されていることから、本交付金は「(SDGs5) 女性の参画により、地域や組織の取組の可能性を広げる」に貢献していると評価する。

【SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る】

- 増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数は、17 組織であり全体の約 2 割に満たず限定的であることから、本交付金の「(SDGs8) 地域における所得向上や雇用の確保」に対する貢献度も限定的と評価する。

【SDGs11：住み続けられる地域をつくる】

- 多面的機能支払に取り組む農業集落の割合は、950 集落であり県内農業集落の約 6 割となっている。
- 多様な主体の参画数（構成員数）は、47,951 人・団体であり令和 2 年度以降減少傾向にある。
- 都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数は、4 組織であり全体の約 1 割に満たず限定的である。
- 以上から、多様な主体の参画は年々増加傾向にあるものの、移住や定住になかなか繋がりにくいことなどから、本交付金の「(SDGs11) 住み続けられる地域をつくる」に対する貢献度は限定的と評価する。

【SDGs 4：地域内外の人に質の高い教育・生涯学習の機会を提供する】

- 資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数は、467 組織であり全体の約 9 割となっている。
- 学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施する組織の割合は、アンケートの結果から 64%である。
- 近隣小学校への学校田の提供や「田んぼの学校」など環境学習のフィールドとして対象農用地を提供し、生きもの観察会を連携して開催するなどの取組は広がっているものの、実施に問題を抱える組織も多いことから、本交付金の「(SDGs4) 地域内外の人に質の高い教育・生涯学習の機会を提供する」に対する貢献度は限定的と評価する。

【SDGs3：やすらぎや福祉の機会を提供する】

- 増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数は、1 組織であり全体の 1 割に満たず限定的である。

### (3) 経済

#### 1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

| 効果項目<br>(指 標)                                                                                                                                        | 評 価                      |                                     |                                     |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
|                                                                                                                                                      | a                        | b                                   | c                                   | d                        |
| 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減<br>(自己評価: 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者や法人等の負担軽減 65%)                                                                         | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 担い手農業者の育成・確保<br>(自己評価: 農業者の営農意欲の維持向上 62%)<br>(市町評価: 担い手の確保が図られている 64%)                                                                               | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 農地の利用集積の推進<br>(市町村評価: 農地の利用集積が図られている 62%)<br>(施策評価アンケート Q11-2: 本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになっている 63%)                                          | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 農産物の高付加価値化や6次産業化の推進<br>(市町村評価: 6次産業化や農産物の高付加価値化につながっている 11%)<br>(施策評価アンケート Q11-1: 本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 54%) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

#### 【非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減】

- 自己評価において、約7割の活動組織が「非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者や法人等の負担軽減に効果がある」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【担い手農業者の育成・確保】

- 自己評価において、約6割の活動組織が「農業者の営農意欲の維持向上に効果がある」と回答されている。
- 市町評価において、約6割の活動組織について「担い手の確保が図られている」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【農地の利用集積の推進】

- 市町村評価において、約6割の市町が「農地の利用集積が図られている」と回答されている。
- 施策評価アンケートにおいて、約6割の活動組織が「本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになっている」と回答されている。
- 以上から、大半の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

#### 【農産物の高付加価値化や6次産業化の推進】

- 市町村評価において、約1割の市町が「6次産業化や農産物の高付加価値化につながっている」と回答されている。

- 施策評価アンケートにおいて、約 5 割の活動組織が「本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6 次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている」と回答されている。
- 以上から、一部の組織で効果が発現している、または、発現が見込まれると評価する。

したがって、本交付金は、構造改革の後押し等地域農業への貢献に寄与していると評価する。

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                                   | 現況 (R4)       | 目標 (R5) |
|---------------------------------------|---------------|---------|
| SDGs 2：持続可能な農業生産を支える                  |               |         |
| 本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数       | 106 組織<br>19% | —       |
| SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る            |               |         |
| 地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数             | 62 組織<br>12%  | —       |
| 景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数     | 37 組織<br>7%   | —       |
| 都市と農村との交流、6 次産業化が促進された組織数<br>※市町村評価より | 11%           | —       |

【SDGs2：持続可能な農業生産を支える】

- 本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数は、106 組織であり全体の約 2 割となっている。
- 本交付金とあわせて環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、公費の二重投資とならないように活動区域や対象作業の棲み分けを行う必要があり、取組拡大のハードルとなっている。しかし、本交付金取組開始時点より増加傾向にあることから、本交付金は「(SDGs2) 持続可能な農業生産を支える」に対して限定的ではあるが貢献していると評価する。

【SDGs8：地域における所得向上や雇用の確保を図る】

- 地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数は 62 組織、景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数は 37 組織、都市と農村との交流、6 次産業化が促進された組織の割合は 11%であり、全体の約 1 割程度であり限定的であることから、本交付金の「(SDGs8) 地域における所得向上や雇用の確保」に対する貢献度も限定的と評価する。



#### (4) 都道府県独自の取組

| 滋賀県独自で定めている内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 評価 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>公共用水域の水質保全活動に対する効果</p> <p>【補足】</p> <p>滋賀県は資源向上活動（共同）について、標準の活動に加え下記2項目の公共用水域の水質保全活動のうち、いずれかに取り組んだ場合、環境保全型として単価設定（標準型に水田の場合 500 円/10a を上乗せ）している。</p> <p>① 内湖や水質浄化型水路の機能維持増進活動</p> <p>② 水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理（環境保全型取組組織数 7 組織）</p> <p>（施策評価アンケート Q7-2：活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出来たと思う 71%）</p> | ◎  |

評価 ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある  
 ○：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある  
 △：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない  
 ×：全く効果がなかった

#### 【公共用水域の水質保全活動に対する効果】

- 資源向上活動（共同）の環境保全型については、浄化池を管理する7組織が継続して取組を実施している。
- 施策評価アンケートにおいて、約7割の活動組織が「活動を通じて、田んぼからの強制排水や排水路の濁水が減少するなど、水質保全の効果が出来たと思う」と回答されている。
- 水質保全対策事業で整備した浄化池が、ヨシ刈りや浚渫など地域ぐるみの共同活動によって適切に保全管理され、集落で浄化池の愛称を付けたり、小学生を対象とした生きもの観察会のフィールドとなるなど地域になくはない施設となっている。
- 水の循環利用などに取り組むことによって、節水に対する地域住民の意識が向上した。特に渇水年においては、循環かんがいの取組により不足分の用水を賄うことができ、例年通りの水管理が可能となり、支障なく営農活動ができたとの報告もあった。

したがって、本交付金は、公共用水域の水質保全活動に対する効果に寄与していると評価する。

## 第4章 対象組織の自己評価に対する市町評価

### 1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価および市町評価

#### (1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

##### 【総括】

- 平成30年度から令和3年度において、各年度に2年目または4年目を迎える活動組織における地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況（ステップ）は、【表1】および【図1】のとおりである。
- 各年度におけるステップ4（保全管理の体制強化の方針が決定した）およびステップ5（地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている）の組織が対象組織全体に占める割合について、2年目評価と4年目評価の状況を見てみると、平成30年度は18%および39%、令和元年度は14%および38%、令和2年度は0%および33%、令和3年度は9%および25%となった。
- 滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会が開催する全体研修会および支部研修会において、地域資源の適切な保全管理のための推進活動にかかる説明を実施し、周知および啓発を図ってきたところ、活動組織および市町から多数の問い合わせがあることから、組織内での活発な議論があるものと思われる。なお、平成30年度以降で活動期間内に地域資源保全管理構想の策定が未了の組織は発生しなかった。

以上から、地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、着実に実施されており、地域資源保全管理構想に基づく実践活動が多くの活動組織で実践され、良好な進捗が図られていると評価する。

【表 1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況】

|     |      | ステップ 0 | ステップ 1 | ステップ 2 | ステップ 3 | ステップ 4 | ステップ 5 | 計     |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| H30 | 2 年目 | 5 組織   | 23 組織  | 17 組織  | 19 組織  | 4 組織   | 10 組織  | 78 組織 |
|     |      | 6 %    | 29 %   | 22 %   | 25 %   | 5 %    | 13 %   | 100 % |
|     | 4 年目 | 1 組織   | 12 組織  | 9 組織   | 11 組織  | 6 組織   | 15 組織  | 54 組織 |
|     |      | 2 %    | 22 %   | 17 %   | 20 %   | 11 %   | 28 %   | 100 % |
| R1  | 2 年目 | 1 組織   | 6 組織   | 2 組織   | 3 組織   | 2 組織   | 0 組織   | 14 組織 |
|     |      | 7 %    | 43 %   | 14 %   | 22 %   | 14 %   | 0 %    | 100 % |
|     | 4 年目 | 2 組織   | 2 組織   | 3 組織   | 3 組織   | 4 組織   | 2 組織   | 16 組織 |
|     |      | 12 %   | 12 %   | 19 %   | 19 %   | 25 %   | 13 %   | 100 % |
| R2  | 2 年目 | 1 組織   | 6 組織   | 3 組織   | 0 組織   | 0 組織   | 0 組織   | 10 組織 |
|     |      | 10 %   | 60 %   | 30 %   | 0 %    | 0 %    | 0 %    | 100 % |
|     | 4 年目 | 1 組織   | 12 組織  | 20 組織  | 14 組織  | 6 組織   | 17 組織  | 70 組織 |
|     |      | 1 %    | 17 %   | 29 %   | 20 %   | 9 %    | 24 %   | 100 % |
| R3  | 2 年目 | 0 組織   | 5 組織   | 4 組織   | 1 組織   | 0 組織   | 1 組織   | 11 組織 |
|     |      | 0 %    | 46 %   | 36 %   | 9 %    | 0 %    | 9 %    | 100 % |
|     | 4 年目 | 0 組織   | 3 組織   | 3 組織   | 3 組織   | 3 組織   | 0 組織   | 12 組織 |
|     |      | 0 %    | 25 %   | 25 %   | 25 %   | 25 %   | 0 %    | 100 % |

ステップ 0 : 話し合いの場を持つための体制を整えている段階である

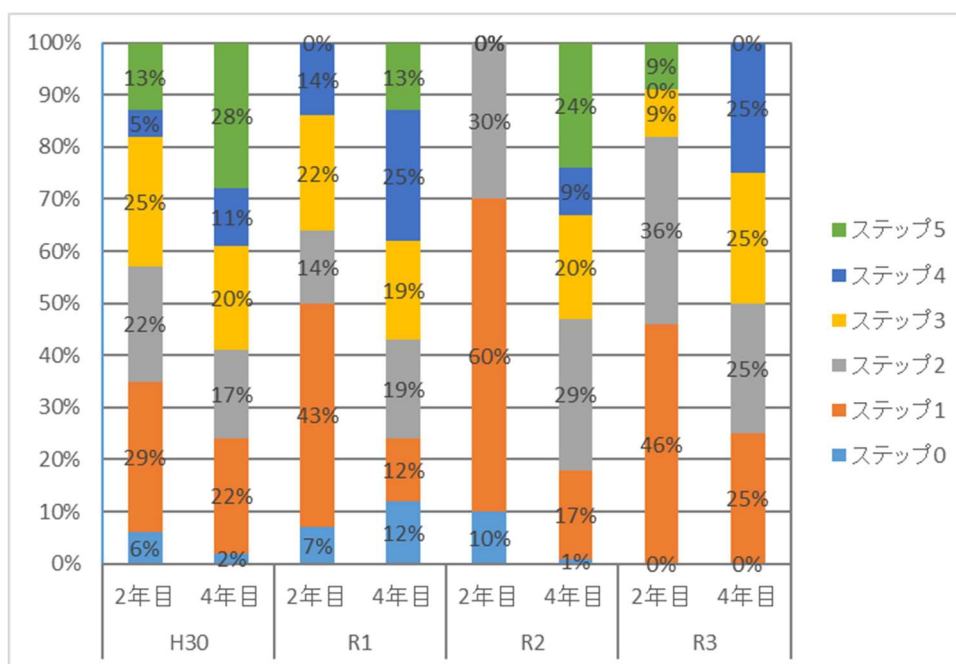
ステップ 1 : 地域の現状や目標を関係者の間で共有できた

ステップ 2 : 目標に向けてどのような課題があるか整理できた

ステップ 3 : 課題解決や保全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した

ステップ 4 : 保全管理の体制強化の方針が決定した

ステップ 5 : 地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている



【図 1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の進捗状況】

## （２）推進活動の自己評価に対する市町評価

### 【総括】

- 平成 30 年度から令和 3 年度において、各年度に 2 年目を迎える活動組織における地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価は、【表 2】および【図 2】のとおりである。また、同じく、各年度に 4 年目を迎えるものの市町評価は、【表 3】および【図 2】のとおりである。
- 2 年目評価では、各年度とも全対象組織が「優良」または「適当」と評価されており、「指導または助言が必要」、「計画の見直しが必要」、「返還」と評価された対象組織の該当はなかった。
- 4 年目評価において、「優良」または「適当」と評価された対象組織は、平成 30 年度が 51 組織（94%）、令和元年度が 15 組織（94%）、令和 2 年度が 70 組織（100%）、令和 3 年度が 12 組織（100%）であった。
- 4 年目評価において、「フォローが必要」と評価された活動組織は、平成 30 年度が 3 組織（6%）、令和元年度が 1 組織（6%）、令和 2 年度が該当なし、令和 3 年度が該当なしであった。いずれも取組面積が 20ha 未満、農業者数 20 人・団体の小規模組織であり、今後の過疎化・高齢化の進展により、活動の継続に対して非農業者の参画が不可欠となることから、次期構想策定にあたっては「非農業者等（集落外も含む）多様な人材の参画推進」を掘り下げて検討するようフォローが必要として評価されたものである。

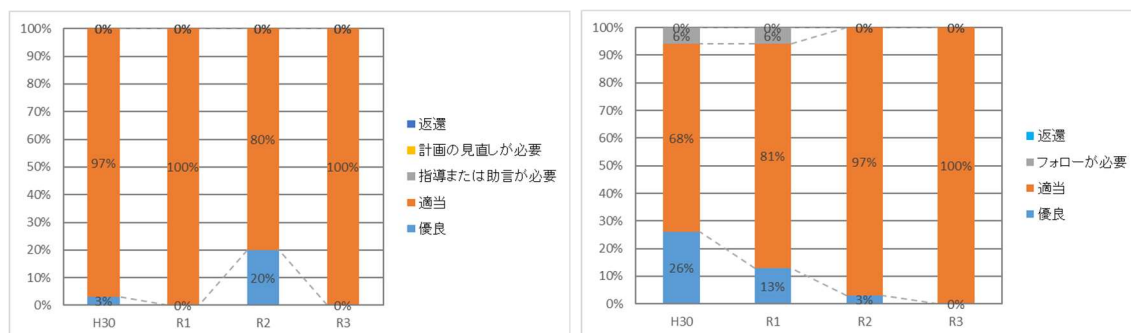
以上から、地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、市町の適切な指導・助言のもと、着実に実施されており、良好な進捗が図られていると評価する。

【表 2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価(2 年目)】

|     | 優良   | 適当    | 指導または<br>助言が必要 | 計画の見直し<br>が必要 | 返還   | 計     |
|-----|------|-------|----------------|---------------|------|-------|
| H30 | 2 組織 | 76 組織 | 0 組織           | 0 組織          | 0 組織 | 78 組織 |
|     | 3 %  | 97 %  | 0 %            | 0 %           | 0 %  | 100 % |
| R1  | 0 組織 | 14 組織 | 0 組織           | 0 組織          | 0 組織 | 14 組織 |
|     | 0 %  | 100 % | 0 %            | 0 %           | 0 %  | 100 % |
| R2  | 2 組織 | 8 組織  | 0 組織           | 0 組織          | 0 組織 | 10 組織 |
|     | 20 % | 80 %  | 0 %            | 0 %           | 0 %  | 100 % |
| R3  | 0 組織 | 11 組織 | 0 組織           | 0 組織          | 0 組織 | 11 組織 |
|     | 0 %  | 100 % | 0 %            | 0 %           | 0 %  | 100 % |

【表 3 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価(4 年目)】

|     | 優良    | 適当    | フォローが必要 | 返還   | 計     |
|-----|-------|-------|---------|------|-------|
| H30 | 14 組織 | 37 組織 | 3 組織    | 0 組織 | 54 組織 |
|     | 26 %  | 68 %  | 6 %     | 0 %  | 100 % |
| R1  | 2 組織  | 13 組織 | 1 組織    | 0 組織 | 16 組織 |
|     | 13 %  | 81 %  | 6 %     | 0 %  | 100 % |
| R2  | 2 組織  | 68 組織 | 0 組織    | 0 組織 | 70 組織 |
|     | 3 %   | 97 %  | 0 %     | 0 %  | 100 % |
| R3  | 0 組織  | 12 組織 | 0 組織    | 0 組織 | 0 組織  |
|     | 0 %   | 100 % | 0 %     | 0 %  | 0 %   |



【図 2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町評価 (左:2 年目,右:4 年目)】

## 2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

### 【総括】

- 平成 30 年度から令和 3 年度において、各年度に 2 年目を迎える活動組織における多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価は、【表 4】および【図 3】のとおりである。また、同じく、各年度に 4 年目を迎えるものの市町村評価は、【表 5】および【図 3】のとおりである。
- 2 年目評価では、各年度とも全対象組織が「優良」または「適当」と評価されており、「指導または助言が必要」、「計画の見直しが必要」、「返還」と評価された対象組織の該当はなかった。
- 4 年目評価において、「優良」または「適当」と評価された対象組織は、平成 30 年度が 35 組織（92%）、令和元年度が 8 組織（100%）、令和 2 年度が 61 組織（100%）、令和 3 年度が 6 組織（100%）であった。
- 4 年目評価において、「フォローが必要」と評価された活動組織は、平成 30 年度が 3 組織（8%）、令和元年度、令和 2 年度および令和 3 年度が該当なしであった。フォローが必要な内容は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動の自己評価に対する市町村評価と同じであった。

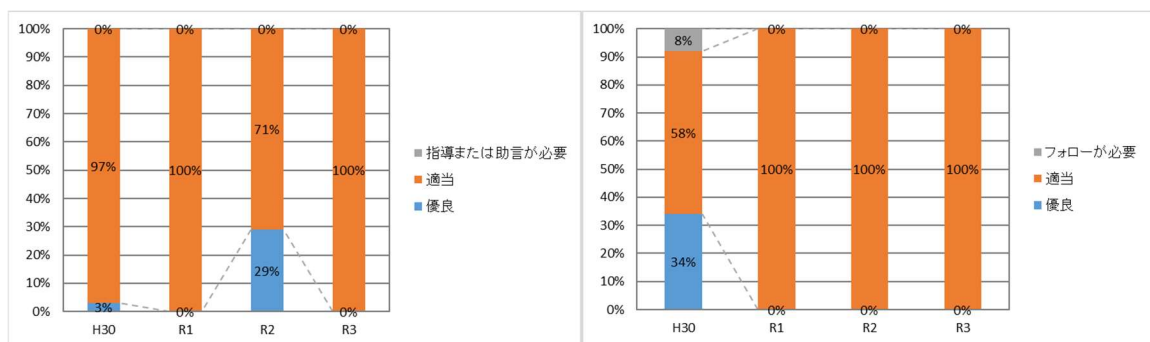
以上から、多面的機能の増進を図る活動は、市町の適切な指導・助言のもと、着実に実施されており、良好な進捗が図られていると評価する。

【表 4 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町評価(2年目)】

|     | 優良   | 適当    | 指導または助言が必要 | 計     |
|-----|------|-------|------------|-------|
| H30 | 2 組織 | 67 組織 | 0 組織       | 69 組織 |
|     | 3 %  | 97 %  | 0 %        | 100 % |
| R1  | 0 組織 | 7 組織  | 0 組織       | 7 組織  |
|     | 0 %  | 100 % | 0 %        | 100 % |
| R2  | 2 組織 | 5 組織  | 0 組織       | 7 組織  |
|     | 29 % | 71 %  | 0 %        | 100 % |
| R3  | 0 組織 | 6 組織  | 0 組織       | 6 組織  |
|     | 0 %  | 100 % | 0 %        | 100 % |

【表 5 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町評価(4年目)】

|     | 優良    | 適当    | フォローが必要 | 計     |
|-----|-------|-------|---------|-------|
| H30 | 13 組織 | 22 組織 | 3 組織    | 38 組織 |
|     | 34 %  | 58 %  | 8 %     | 100 % |
| R1  | 0 組織  | 8 組織  | 0 組織    | 8 組織  |
|     | 0 %   | 100 % | 0 %     | 100 % |
| R2  | 0 組織  | 61 組織 | 0 組織    | 61 組織 |
|     | 0 %   | 100 % | 0 %     | 100 % |
| R3  | 0 組織  | 6 組織  | 0 組織    | 61 組織 |
|     | 0 %   | 100 % | 0 %     | 100 % |



【図 3 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町評価 (左:2年目,右:4年目)】

### 3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価

#### (1) 組織の活動の実施状況

##### 【総括】

- 平成 30 年度から令和 4 年度において、活動組織の活動参加者数および活動組織で行われる話し合いの回数は【表 6】および【図 4】のとおりである。また、活動組織の感じている活動参加者数、話し合い回数の増減傾向は【表 7】および【図 5】のとおりである。
- 活動参加者数は平成 30 年度が 150,721 人、令和 2 年度が 124,772 人、令和 4 年度が 127,321 人であった。
- 活動組織内での話し合いの実施回数は平成 30 年度が 1,665 回、令和 2 年度が 1,569 回、令和 4 年度が 1,664 回であった。
- 平成 30 年度と比較して活動参加者数が”増加傾向にある”と回答した組織は 12 組織、”変化なし”と回答した組織は 149 組織、”減少傾向にある”と回答した組織は 104 組織であった。
- 平成 30 年度と比較して組織内での話し合いの実施回数が”増加傾向にある”と回答した組織は 8 組織、”変化なし”と回答した組織は 206 組織、”減少傾向にある”と回答した組織は 51 組織であった。

以上から平成 30 年度から比較すると、活動参加者については減少傾向にある。これはコロナ禍による影響が考えられ、最も参加者数が減少した令和 2 年度と比較すると参加者数はわずかに回復傾向がみられる。組織内の話し合いの回数については令和 2 年度に減少したものの、令和 4 年度には平成 30 年度とほぼ同様まで回復している。こちらもコロナ禍への対策の結果だと考えられる。

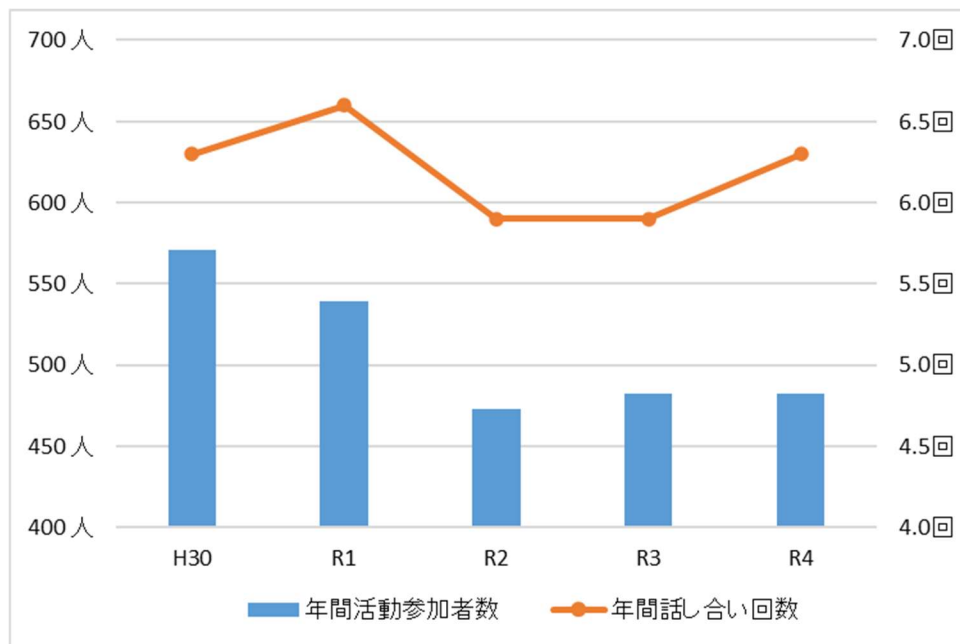
【表 6 組織あたりの活動参加者・年間の話し合い回数】

|     | 年間活動参加者数  |         | 年間話し合い回数 |         |
|-----|-----------|---------|----------|---------|
|     | のべ参加者数    | 1 組織あたり | のべ話し合い回数 | 1 組織あたり |
| H30 | 150,721 人 | 571 人   | 1,665 回  | 6.3 回   |
| R1  | 142,287 人 | 539 人   | 1,744 回  | 6.6 回   |
| R2  | 124,772 人 | 473 人   | 1,569 回  | 5.9 回   |
| R3  | 127,353 人 | 482 人   | 1,565 回  | 5.9 回   |
| R4  | 127,321 人 | 482 人   | 1,664 回  | 6.3 回   |

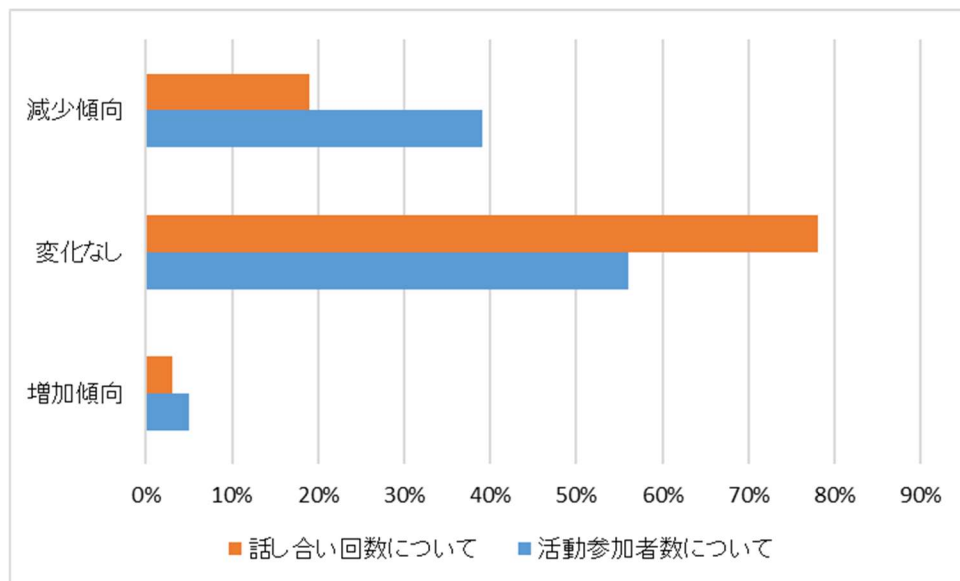
【表 7 活動参加者・話し合い回数の増減傾向（組織の所感）】

|             | 増加傾向  | 変化なし   | 減少傾向   |
|-------------|-------|--------|--------|
| 活動参加者の増減傾向  | 12 組織 | 149 組織 | 104 組織 |
|             | 5 %   | 56 %   | 39 %   |
| 話し合い回数の増減傾向 | 8 組織  | 206 組織 | 51 組織  |
|             | 3 %   | 78 %   | 19 %   |





【図4 組織あたりの活動参加者・年間の話し合い回数】



【図5 活動参加者・話し合い回数の増減傾向（組織の所感）】

(2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価

【総括】

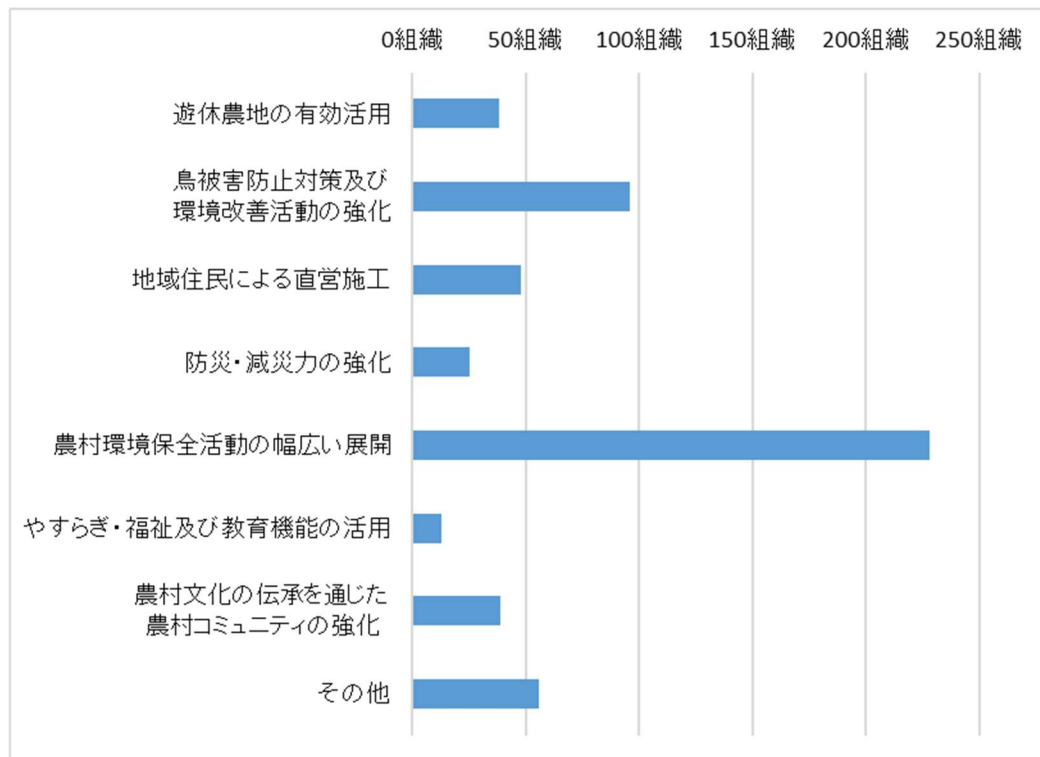
○ 令和4年度の自己評価において、多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ組織は247組織（93%）、取り組んでいない組織は18組織（7%）である。また、多面的機能の増進を図る活動の項目と、取り組んでいる組織数は【表8】および【図6】のとおりである。

○ 最も取組が多い活動は「農村環境保全活動の幅広い展開」で取り組む組織数は228組織（92%）であった。一方で最も取組が少ない活動は「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」で、取組組織数は13組織（5%）であった。

今回調査対象とした組織の9割以上が、何らかの「多面的機能の増進を図る活動」を実施しており、多面的機能の増進が図られていると言える。特に「農村環境保全活動の幅広い展開」をほとんどの組織で実施しており、これは滋賀県では資源向上支払活動（共同）において、「農村環境保全活動の幅広い展開」にあたる水質保全及び生態系保全活動が必須であるため、新型コロナウイルス感染症のまん延のため実施できなかった組織を除くほぼすべての組織での取組となったためと考えられる。

【表8 多面的機能の増進を図る活動の項目と、取り組んでいる組織数】

|                            | 増進活動に取り組む組織数 |
|----------------------------|--------------|
| 遊休農地の有効活用                  | 38 組織        |
|                            | 15 %         |
| 鳥被害防止対策及び<br>環境改善活動の強化     | 96 組織        |
|                            | 39 %         |
| 地域住民による直営施工                | 48 組織        |
|                            | 19 %         |
| 防災・減災力の強化                  | 25 組織        |
|                            | 10 %         |
| 農村環境保全活動の幅広い展開             | 228 組織       |
|                            | 92 %         |
| やすらぎ・福祉及び教育機能の活用           | 13 組織        |
|                            | 5 %          |
| 農村文化の伝承を通じた<br>農村コミュニティの強化 | 39 組織        |
|                            | 16 %         |
| その他                        | 56 組織        |
|                            | 23 %         |



【図 6 多面的機能の増進を図る活動の項目と、取り組んでいる組織数】

### （３）活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について

#### 【総括】

- 令和４年度の自己評価において、活動の継続や展開に向けた取組の実施状況については【表 9】および【図 7】のとおりである。
- ” 積極的に取り組んでいる” または” 取り組んでいる” という回答が多かったのは「農業者と非農業者の連携、協働」の 193 組織（73%）、「活動内容や生態系や水質等の状況の公表」の 179 組織（67%）、「行政や他の活動組織等との情報交換、連携」の 170 組織（64%）であった。
- ” 取り組んでいるが、問題がある” という回答が多かったのは、「組織運営や事務を担う人材の育成」の 137 組織（52%）、「話し合いの場を持つ・地域の現状や目標の共有－課題の整理－方法等の検討－計画策定－実践－振り返り－新たな目標の共有」の繰り返し」の 132 組織（50%）、「取組の継続に向けた組織体制の検討（役員構成、女性や非農家等の参画、世代交代、広域化、事務委託等）」の 129 組織（49%）であった。
- ” 取り組んでいない” という回答が多かったのは、「学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施」の 99 組織（37%）、「植栽等の景観形成活動の公表（看板、ホームページ等）」の 98 組織（37%）であった。

活動継続、展開に向けた取組について、どの項目についても半数以上の組織が取組を行っている。特に「農業者と非農業者の連携、協働」については、取組を行っている組織は 97% であることから、多面的機能の発揮のために、農家以外の住民を巻き込んだ取組を行う必要性があることが、多くの組織で理解されていることがわかる。

一方で組織運営の人材の育成や、体制の検討にかかる取組については半数の組織が何らかの問題があると回答していることから、組織の次代の育成に関するサポートが今後必要であると考えられる。また、地域資源の適切な保全管理のための取組についても問題があると考えている組織が多いことから、地域資源保全管理構想の策定の際の流れについて、研修等を実施し推進する必要がある。

また、「学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施」については、比較的取り組んでいない組織が多い。これは活動組織によっては若い世代が存在しないような集落も増加してきているほか、活動組織が主体的に連携先の組織を探すのが難しいという事情もあると考えられる。

【表 9 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況】

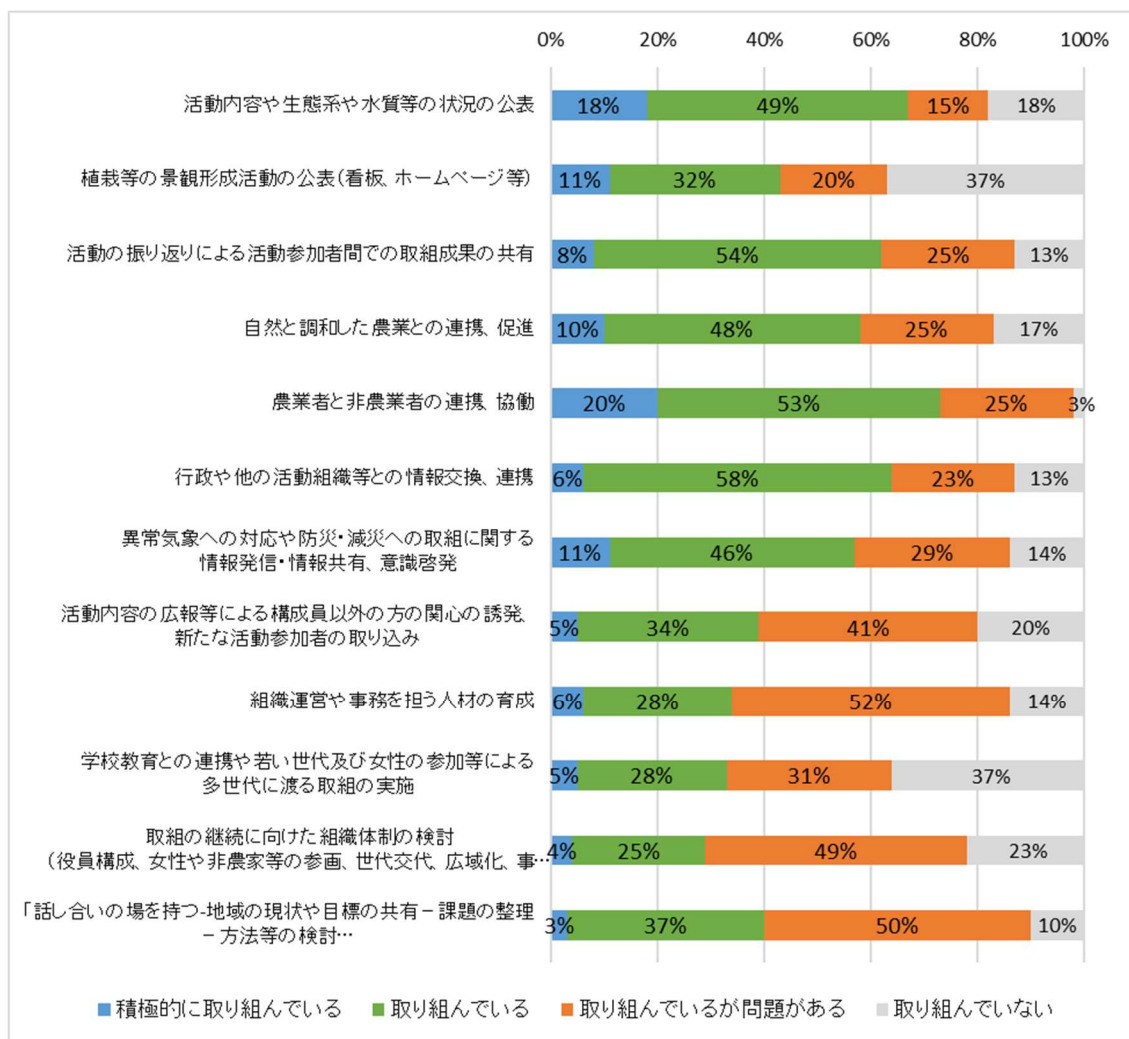
|                                                                         | ◎     | ○      | △      | ×     |
|-------------------------------------------------------------------------|-------|--------|--------|-------|
| 活動内容や生態系や水質等の状況の公表                                                      | 49 組織 | 130 組織 | 39 組織  | 47 組織 |
|                                                                         | 18 %  | 49 %   | 15 %   | 18 %  |
| 植栽等の景観形成活動の公表<br>(看板、ホームページ等)                                           | 30 組織 | 85 組織  | 52 組織  | 98 組織 |
|                                                                         | 11 %  | 32 %   | 20 %   | 37 %  |
| 活動の振り返りによる活動参加者間での取組成果の共有                                               | 21 組織 | 143 組織 | 67 組織  | 34 組織 |
|                                                                         | 8 %   | 54 %   | 25 %   | 13 %  |
| 自然と調和した農業との連携、促進                                                        | 26 組織 | 127 組織 | 67 組織  | 45 組織 |
|                                                                         | 10 %  | 48 %   | 25 %   | 17 %  |
| 農業者と非農業者の連携、協働                                                          | 52 組織 | 141 組織 | 65 組織  | 7 組織  |
|                                                                         | 20 %  | 53 %   | 25 %   | 3 %   |
| 行政や他の活動組織等との情報交換、連携                                                     | 17 組織 | 153 組織 | 61 組織  | 34 組織 |
|                                                                         | 6 %   | 58 %   | 23 %   | 13 %  |
| 異常気象への対応や防災・減災への取組に関する<br>情報発信・情報共有、意識啓発                                | 29 組織 | 122 組織 | 77 組織  | 37 組織 |
|                                                                         | 11 %  | 46 %   | 29 %   | 14 %  |
| 活動内容の広報等による構成員以外の方の関心の誘発、<br>新たな活動参加者の取り込み                              | 14 組織 | 89 組織  | 109 組織 | 53 組織 |
|                                                                         | 5 %   | 34 %   | 41 %   | 20 %  |
| 組織運営や事務を担う人材の育成                                                         | 16 組織 | 75 組織  | 137 組織 | 37 組織 |
|                                                                         | 6 %   | 28 %   | 52 %   | 14 %  |
| 学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による<br>多世代に渡る取組の実施                                 | 12 組織 | 73 組織  | 81 組織  | 99 組織 |
|                                                                         | 5 %   | 28 %   | 31 %   | 37 %  |
| 取組の継続に向けた組織体制の検討<br>(役員構成、女性や非農家等の参画、世代交代、広域化、事<br>務委託等)                | 10 組織 | 66 組織  | 129 組織 | 60 組織 |
|                                                                         | 4 %   | 25 %   | 49 %   | 23 %  |
| 「話し合いの場を持つ-地域の現状や目標の共有-課題の整<br>理-方法等の検討-計画策定-実践-振り返り-新たな目標<br>の共有」の繰り返し | 7 組織  | 99 組織  | 132 組織 | 27 組織 |
|                                                                         | 3 %   | 37 %   | 50 %   | 10 %  |

※ ◎積極的に取り組んでいる

○取り組んでいる

△取り組んでいるが問題がある

×取り組んでいない



【図 7 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況】

#### （４）活動の効果、活動による地域の変化等の確認について

##### 【総括】

- 令和４年度の自己評価において、「多面的機能の増進を図る活動」（広報活動を含む）を実施することによって、効果が発現した項目の内訳は【表 10】および【図 8】のとおりである。
- ”かなり効果があった”または”効果があった”という回答が多かったのは「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止」の 255 組織（96%）、「地域の環境の保全・向上」の 245 組織（92%）であった。
- ”あまり効果はない”または”まったく効果はない”という回答が多かったのは「話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化」の 134 組織（50%）、「非農業者の地域農業や農業用水、農業用水利施設等への理解醸成」の 125 組織（47%）、「異常気象への対応や防災・減災への関心の向上」の 122 組織（46%）であった。
- 各項目について、多面的機能の増進を図る活動（増進活動）に取り組んだ組織のうち、活動の効果があったと回答した組織数は【表 11】および【図 9】のとおりである。
- ”かなり効果があった”または”効果があった”と回答した組織数に対して、多面的機能の増進を図る活動（増進活動）に取り組んだ組織数は【図 10】のとおりである。
- 増進活動に取り組む組織が多かったのは「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止」の 176 組織、「地域の環境の保全・向上」の 131 組織であった。
- 増進活動に取り組む組織が少なかったのは「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化」の 34 組織、「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化」の 39 組織、「異常気象への対応や防災・減災への関心の向上」の 39 組織であった。
- すべての項目について、”かなり効果があった”、“効果があった”と回答した組織数は増進活動に取り組んだ組織数を上回っていた。

どの項目についても少なくとも半数の組織が、効果があったと回答していることから、本事業により多面的機能が発揮されていると評価できる。特に、「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止」と「地域の環境の保全・向上」について 9 割以上の組織が”かなり効果があった”、“効果があった”と回答しており、本取組が農村・農地と農業用施設の維持効果を発現していると言える。また、増進活動に取り組んでいない組織数よりも”かなり効果があった”、“効果があった”と回答した組織数が多いことから、取組として行っていない項目についても多面的機能の発揮につながっていることがわかる。

一方で「話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化」、「非農業者の地域農業や農業用水、農業用水利施設等への理解醸成」といった項目について、増進活動を行っている組織数、“効果があった”と回答した組織数ともに少ない。このことから、活動組織内及び組織外や非農家への啓発、普及活動についてより一層力を入れる必要があると考えられる。

【表 10 「多面的機能の増進を図る活動」（広報活動を含む）を実施することによって、効果が発現した項目】

|                                      | ◎      | ○      | △      | ×     |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 水路・農道等の地域資源の<br>適切な保全、遊休農地の発生防止      | 119 組織 | 136 組織 | 9 組織   | 1 組織  |
|                                      | 45 %   | 51 %   | 3 %    | 0 %   |
| 地域の環境の保全・向上                          | 46 組織  | 199 組織 | 18 組織  | 2 組織  |
|                                      | 17 %   | 75 %   | 7 %    | 1 %   |
| 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や<br>周辺地域への被害抑制   | 34 組織  | 190 組織 | 33 組織  | 8 組織  |
|                                      | 13 %   | 72 %   | 12 %   | 3 %   |
| 自然災害や二次災害等による<br>被害の抑制・防止、復旧の迅速化     | 18 組織  | 145 組織 | 89 組織  | 13 組織 |
|                                      | 7 %    | 55 %   | 34 %   | 5 %   |
| 非農業者等の共同活動への参加による担い手<br>農業者や法人等の負担軽減 | 31 組織  | 141 組織 | 72 組織  | 21 組織 |
|                                      | 12 %   | 53 %   | 27 %   | 8 %   |
| 農業者の営農意欲の維持、向上                       | 37 組織  | 127 組織 | 92 組織  | 9 組織  |
|                                      | 14 %   | 48 %   | 35 %   | 3 %   |
| 非農業者の地域農業や農業用水、<br>農業用水利施設等への理解醸成    | 18 組織  | 122 組織 | 103 組織 | 22 組織 |
|                                      | 7 %    | 46 %   | 39 %   | 8 %   |
| 水路・農道等の地域資源を保全管理する<br>人材の確保等、管理体制の強化 | 25 組織  | 154 組織 | 78 組織  | 8 組織  |
|                                      | 9 %    | 58 %   | 29 %   | 3 %   |
| 地域住民の地域資源や農村環境の<br>保全への関心の向上         | 22 組織  | 163 組織 | 73 組織  | 7 組織  |
|                                      | 8 %    | 62 %   | 28 %   | 3 %   |
| 異常気象への対応や防災・減災への関心の向<br>上            | 25 組織  | 118 組織 | 112 組織 | 10 組織 |
|                                      | 9 %    | 45 %   | 42 %   | 4 %   |
| 各種団体や非農業者等の参画の促進                     | 26 組織  | 132 組織 | 96 組織  | 11 組織 |
|                                      | 10 %   | 50 %   | 36 %   | 4 %   |
| 話し合いや活動機会の増加による<br>地域コミュニティの活性化      | 14 組織  | 117 組織 | 120 組織 | 14 組織 |
|                                      | 5 %    | 44 %   | 45 %   | 5 %   |

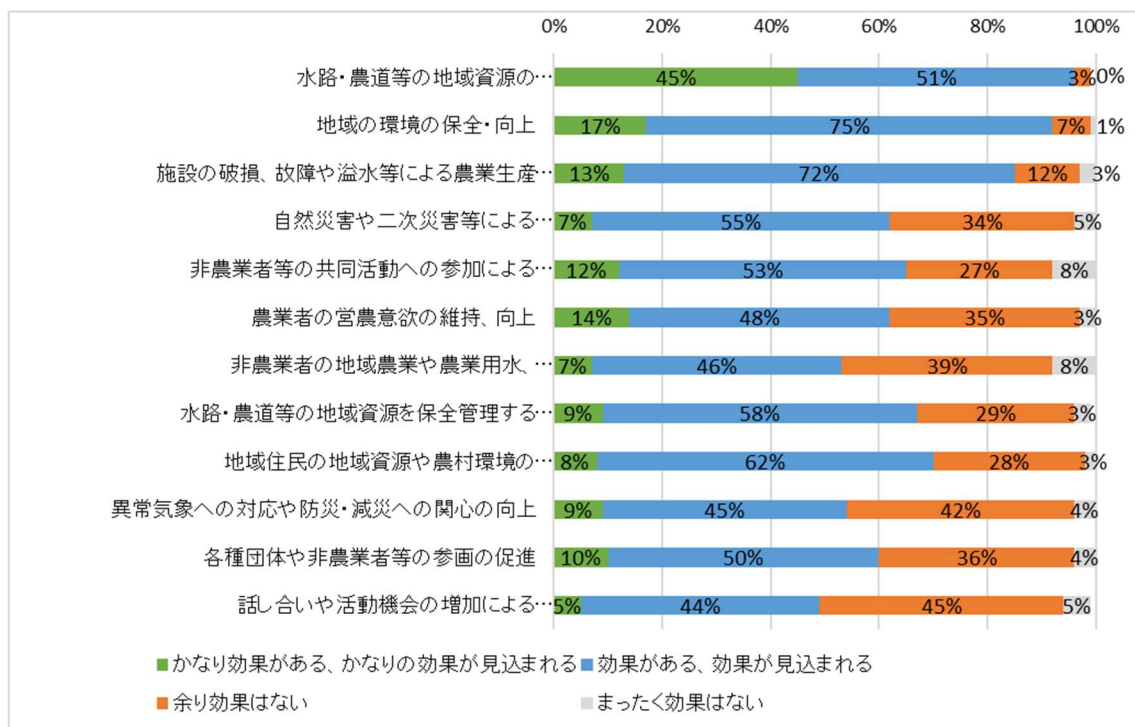
※ ◎積極的に取り組んでいる

○取り組んでいる

△取り組んでいるが問題がある

×取り組んでいない

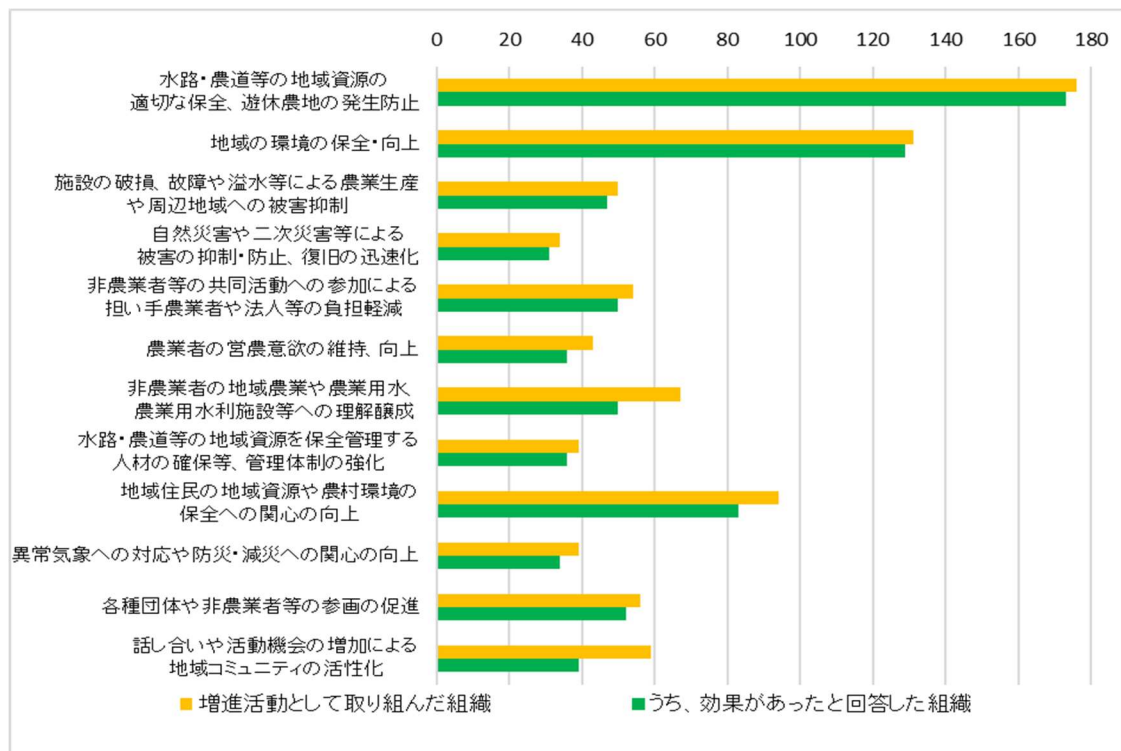




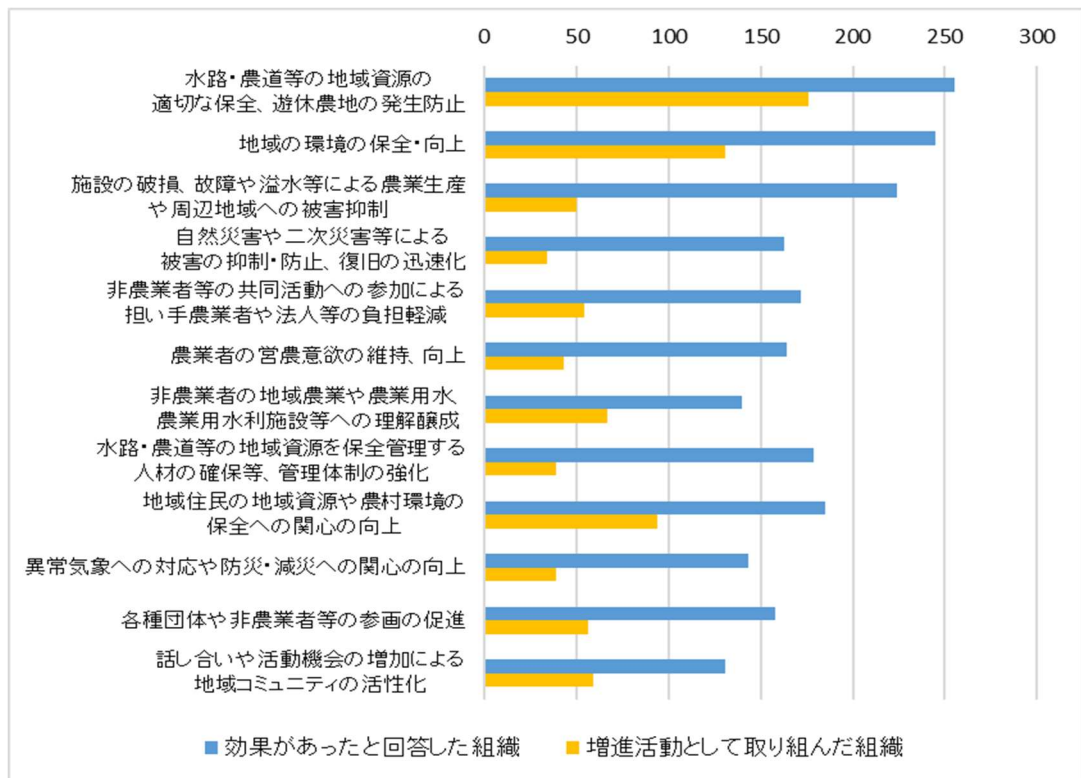
【図 8 「多面的機能の増進を図る活動」（広報活動を含む）を実施することによって、効果が発現した項目】

【表 11 多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ組織のうち、活動の効果があったと回答した組織数】

|                                      | 増進活動として取り組んだ<br>組織 | うち、効果があったと回答<br>した組織（◎、○と回答） |
|--------------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 水路・農道等の地域資源の<br>適切な保全、遊休農地の発生防止      | 176 組織             | 173 組織                       |
|                                      |                    | 98 %                         |
| 地域の環境の保全・向上                          | 131 組織             | 129 組織                       |
|                                      |                    | 98 %                         |
| 施設の破損、故障や洪水等による農業生産<br>や周辺地域への被害抑制   | 50 組織              | 47 組織                        |
|                                      |                    | 94 %                         |
| 自然災害や二次災害等による<br>被害の抑制・防止、復旧の迅速化     | 34 組織              | 31 組織                        |
|                                      |                    | 91 %                         |
| 非農業者等の共同活動への参加による<br>担い手農業者や法人等の負担軽減 | 54 組織              | 50 組織                        |
|                                      |                    | 93 %                         |
| 農業者の営農意欲の維持、向上                       | 43 組織              | 36 組織                        |
|                                      |                    | 84 %                         |
| 非農業者の地域農業や農業用水、<br>農業用水利施設等への理解醸成    | 67 組織              | 50 組織                        |
|                                      |                    | 75 %                         |
| 水路・農道等の地域資源を保全管理する<br>人材の確保等、管理体制の強化 | 39 組織              | 36 組織                        |
|                                      |                    | 92 %                         |
| 地域住民の地域資源や農村環境の<br>保全への関心の向上         | 94 組織              | 83 組織                        |
|                                      |                    | 88 %                         |
| 異常気象への対応や防災・減災への関心の向上                | 39 組織              | 34 組織                        |
|                                      |                    | 87 %                         |
| 各種団体や非農業者等の参画の促進                     | 56 組織              | 52 組織                        |
|                                      |                    | 93 %                         |
| 話し合いや活動機会の増加による<br>地域コミュニティの活性化      | 59 組織              | 39 組織                        |
|                                      |                    | 66 %                         |



【図 9 多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ組織のうち、活動の効果があったと回答した組織数】



【図 10 効果があったと回答した組織数に対して、多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ組織数】

#### 4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価

##### 【総括】

- 令和4年度の市町村評価において、多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価は、【表 12】のとおりである。
- 令和4年度の市町村評価において、地域に表れている効果の市町村評価は【表 13】および【図 11】のとおりである。
- 令和4年度において、「優良」または「適当」と評価された対象組織は、243 組織（92％）であった。
- 一方で、「指導又は助言が必要」と評価された活動組織は、22 組織（8％）であった。この評価となった組織のほとんどが、高齢化による組織の体制維持が困難であると記載しており、市町としては研修会等による組織の運営能力の向上を図る予定である。
- 地域に表れている効果の市町村評価は、組織の自己評価による効果が発現した内容と同じで傾向であった。波及的な効果については、「担い手の確保が図られている」、「農地の利用集積が図られている」については6割以上の組織で効果があったという評価となったものの、「6次産業化や農産物の高付加価値化につながっている」については効果があったと評価される組織は全体の1割程度とどまった。

以上から、多面的機能の増進を図る活動は、市町の適切な指導・助言のもと、着実に実施されており、良好な進捗が図られていると評価するが、6次産業化や農産物の交付価値化については効果の発現している組織が少ないことから、事例の紹介等により取組を増やしていく必要がある。

【表 12 多面的機能の増進を図る活動の自己評価に対する市町村評価】

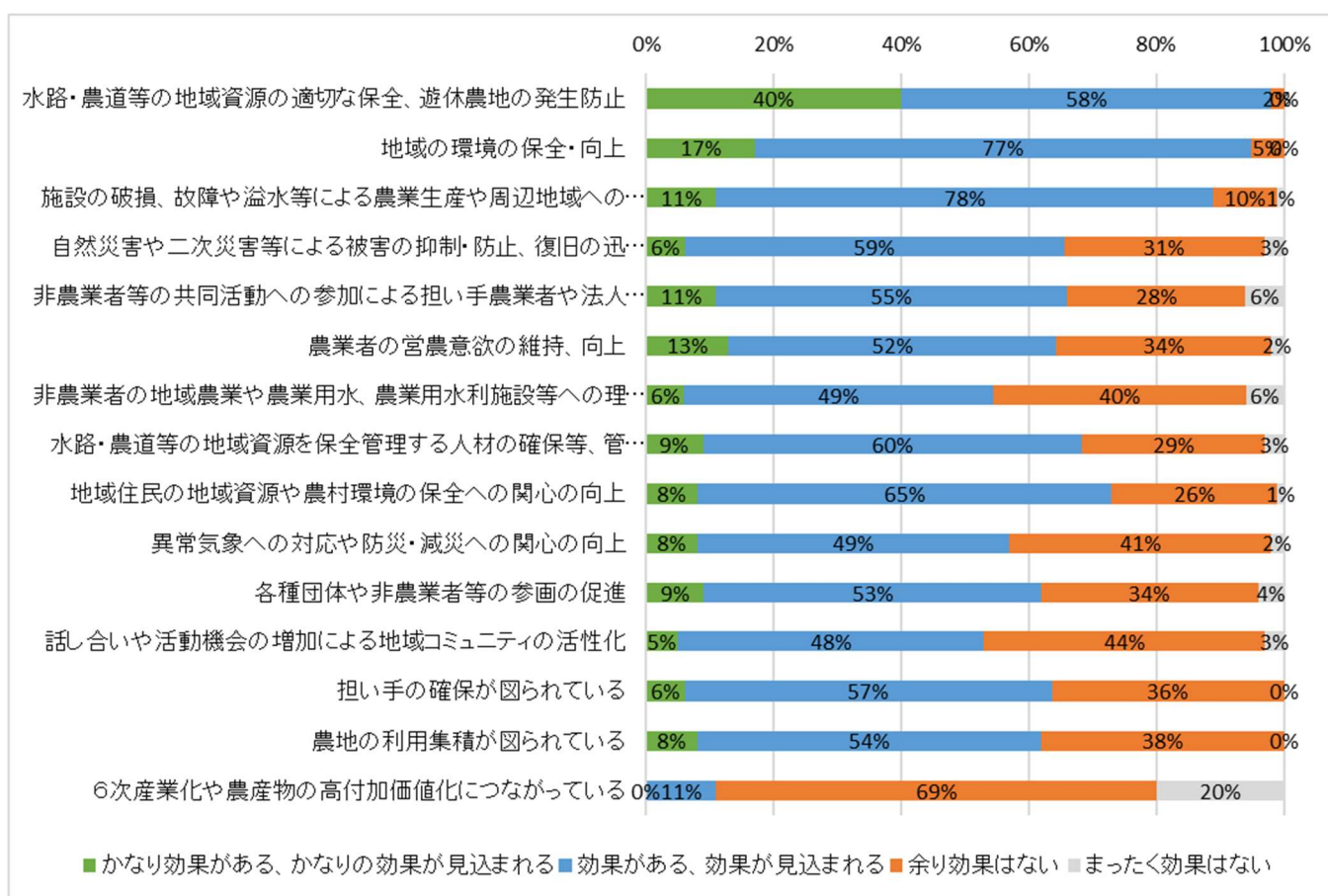
|    | 優良   | 適当     | 指導又は助言が必要 |
|----|------|--------|-----------|
| R4 | 2 組織 | 241 組織 | 22 組織     |
|    | 1 %  | 91 %   | 8 %       |

【表 13 地域に表れている効果の市町評価】

|                                      | ◎      | ○      | △      | ×     |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 水路・農道等の地域資源の<br>適切な保全、遊休農地の発生防止      | 106 組織 | 154 組織 | 5 組織   | 0 組織  |
|                                      | 40 %   | 58 %   | 2 %    | 0 %   |
| 地域の環境の保全・向上                          | 46 組織  | 205 組織 | 13 組織  | 1 組織  |
|                                      | 17 %   | 77 %   | 5 %    | 0 %   |
| 施設の破損、故障や洪水等による農業生産や周辺地域<br>への被害抑制   | 29 組織  | 206 組織 | 27 組織  | 3 組織  |
|                                      | 11 %   | 78 %   | 10 %   | 1 %   |
| 自然災害や二次災害等による<br>被害の抑制・防止、復旧の迅速化     | 16 組織  | 157 組織 | 83 組織  | 9 組織  |
|                                      | 6 %    | 59 %   | 31 %   | 3 %   |
| 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者や<br>法人等の負担軽減 | 30 組織  | 146 組織 | 74 組織  | 15 組織 |
|                                      | 11 %   | 55 %   | 28 %   | 6 %   |
| 農業者の営農意欲の維持、向上                       | 34 組織  | 138 組織 | 89 組織  | 4 組織  |
|                                      | 13 %   | 52 %   | 34 %   | 2 %   |
| 非農業者の地域農業や農業用水、<br>農業用水利施設等への理解醸成    | 15 組織  | 130 組織 | 105 組織 | 15 組織 |
|                                      | 6 %    | 49 %   | 40 %   | 6 %   |
| 水路・農道等の地域資源を保全管理する<br>人材の確保等、管理体制の強化 | 23 組織  | 159 組織 | 76 組織  | 7 組織  |
|                                      | 9 %    | 60 %   | 29 %   | 3 %   |
| 地域住民の地域資源や農村環境の<br>保全への関心の向上         | 22 組織  | 171 組織 | 69 組織  | 3 組織  |
|                                      | 8 %    | 65 %   | 26 %   | 1 %   |
| 異常気象への対応や防災・減災への関心の向上                | 22 組織  | 131 組織 | 108 組織 | 4 組織  |
|                                      | 8 %    | 49 %   | 41 %   | 2 %   |
| 各種団体や非農業者等の参画の促進                     | 24 組織  | 141 組織 | 90 組織  | 10 組織 |
|                                      | 9 %    | 53 %   | 34 %   | 4 %   |
| 話し合いや活動機会の増加による<br>地域コミュニティの活性化      | 14 組織  | 127 組織 | 116 組織 | 8 組織  |
|                                      | 5 %    | 48 %   | 44 %   | 3 %   |
| 担い手の確保が図られている                        | 17 組織  | 152 組織 | 96 組織  | 0 組織  |
|                                      | 6 %    | 57 %   | 36 %   | 0 %   |

|                          |       |        |        |      |
|--------------------------|-------|--------|--------|------|
| 農地の利用集積が図られている           | 20 組織 | 144 組織 | 101 組織 | 0 組織 |
|                          | 8 %   | 54 %   | 38 %   | 0 %  |
| 6次産業化や農産物の高付加価値化につながっている | 1 組織  | 29 組織  | 182 組織 | 0 組織 |
|                          | 0 %   | 11 %   | 69 %   | 20 % |

※ ◎積極的に取り組んでいる ○取り組んでいる  
△取り組んでいるが問題がある ×取り組んでいない



【図 11 効果があったと回答した組織数に対して、多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ組織数】

## 第5章 取組の推進に係る活動状況

### 1. 基本的な考え方（滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針より）

#### （1）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業団体、市町、県の連携により、実施することが必要であることから、これらの団体から構成する滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会を中心に本対策を推進させていくものとする。

#### （2）関係団体の役割分担

##### （ア）滋賀県

##### ア．法に基づく基本方針の策定

##### イ．第三者機関の設置、運営

本交付金の毎年度の実施状況の点検、活動組織の取組の評価などを行うため、第三者機関として、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下、「審議会」という）を設置する。

この審議会が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、活動組織の取組を評価し、必要に応じて、活動組織に対し指導・助言を行うよう運営する。

##### ウ．要綱基本方針の策定

本対策の実施に関する要綱基本方針を策定する。

##### エ．事業計画の認定

##### （1）指導・審査（市町と連携）

活動組織の作成する事業計画（長寿命化）を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

##### オ．推進、指導

##### （1）活動組織等への説明会（市町、滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会（以下、「協議会」という）と連携）

活動組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

##### （2）活動に関する指導、助言（市町、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

##### （3）推進に関する手引きの作成（協議会と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

##### （4）対象組織を支援する組織への支援（市町、協議会と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

##### カ．交付・申請事務

##### （1）審査

市町長から県に提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

③ 市町

ア. 法に基づく促進計画の策定

イ. 事業計画の認定

(1) 指導・審査（県と連携）

活動組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、事業計画を認定する。

ウ. 広域協定の認定

(1) 審査

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

エ. 実施状況確認

(1) 確認（協議会と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(2) 報告

(1)の確認結果を確認し、実施状況を県知事に報告する。

オ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、協議会と連携）

活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 活動組織を支援する組織への支援（県、協議会と連携）

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援などを行う組織に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1) 審査

活動組織から提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、活動組織に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

④ 滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会

ア. 実施状況確認



(1) 確認（市町と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより書類の確認を行う。

イ．推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、市町と連携）

活動組織の代表者などを対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、市町と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 推進に関する手引きの作成（県と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4) 活動組織を支援する組織への支援（県、市町と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他必要な事項

なし

7. その他

なし

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

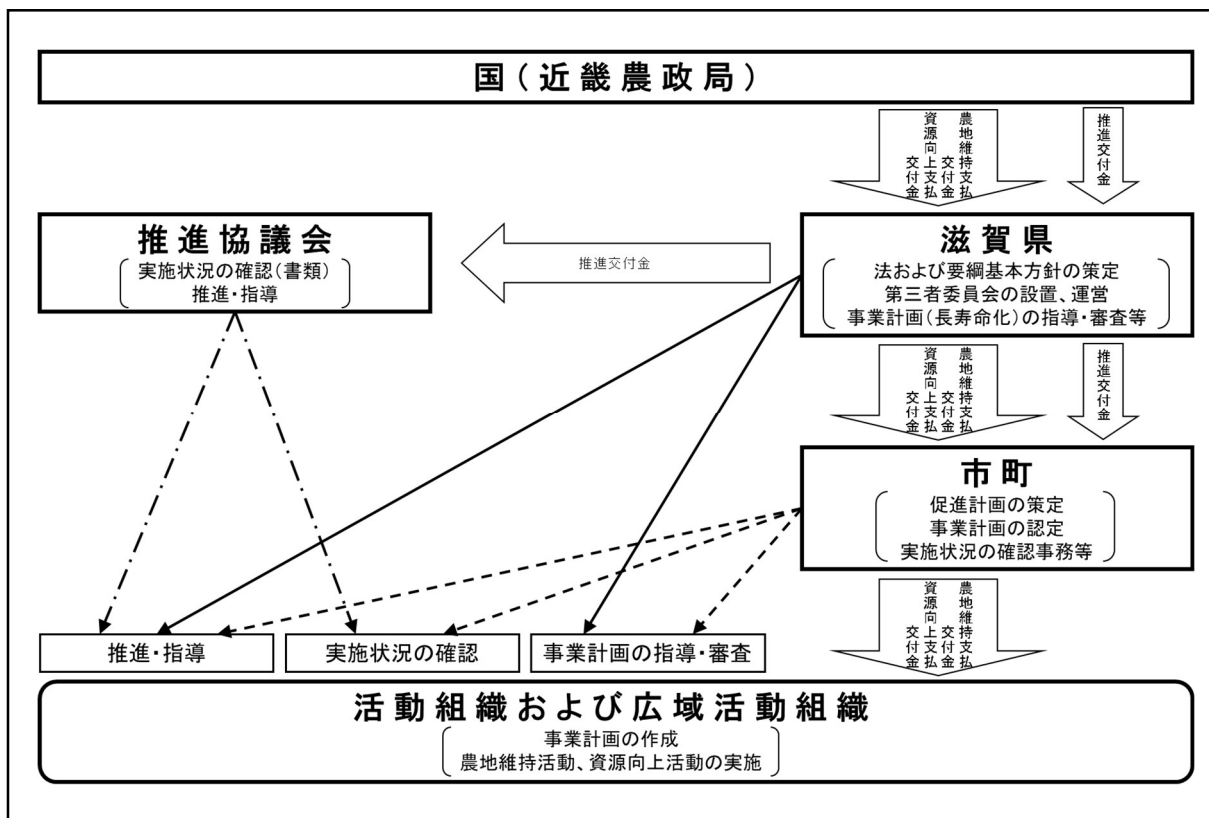
(参考1)

関係団体の役割分担表

| 事業内容                              | 実施主体  |     |      | 備考 |
|-----------------------------------|-------|-----|------|----|
|                                   | 推進協議会 | 滋賀県 | 関係市町 |    |
| 多面的機能支払交付金                        |       | ○   | ○    |    |
| 日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業） |       |     |      |    |
| 1. 法基本方針の策定                       |       | ○   |      |    |
| 2. 促進計画の策定                        |       |     | ○    |    |
| 3. 第三者機関の設置、運営                    |       | ○   |      |    |
| 4. 要綱基本方針の策定                      |       | ○   |      |    |
| 5. (1) 事業計画の指導、審査                 |       | ○   | ○    |    |
| (2) 事業計画の認定                       |       |     | ○    |    |
| 6. (1) 広域協定の指導、審査                 |       |     | ○    |    |
| (2) 広域協定の認定                       |       |     | ○    |    |
| 7. (1) 実施状況確認                     | ○     |     | ○    |    |
| (2) 実施状況報告                        |       |     | ○    |    |
| 8. 推進・指導                          |       |     |      |    |
| (1) 活動組織等への説明会                    | ○     | ○   | ○    |    |
| (2) 活動に関する指導、助言                   | ○     | ○   | ○    |    |
| (3) 推進に関する手引きの作成                  | ○     | ○   |      |    |
| (4) 活動組織を支援する組織への支援               | ○     | ○   | ○    |    |
| 9. 交付申請                           |       |     |      |    |
| (1) 対象組織からの申請書等の審査                |       |     | ○    |    |
| (2) (1) の確認、対象組織への交付              |       |     | ○    |    |
| (3) 市町からの申請書等の審査                  |       | ○   |      |    |
| (4) (3) の確認、市町への交付                |       | ○   |      |    |
| 10. その他推進事業の実施に必要な事項              | ○     | ○   | ○    |    |

(参考2)

実施体制図



## 2. 滋賀県の推進活動

### 【総括】

- 滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）、多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）や農村振興交付金制度審議会（第三者委員会）による本交付金の点検および取組の評価の結果をHPに掲載し公表を実施したほか、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会（以下、「協議会」という。）と連携して作成した事業パンフレット、施策評価資料、活動事例集等についてもHPに掲載し、広く情報発信を行った。
- パンフレット、施策評価資料、活動事例集等は、協議会と連携して作成し、全市町および活動組織あてに協議会で印刷製本対応したものを配布。この資料を次年度以降の推進活動に活用してもらうこととし、本交付金のさらなる普及・啓発をめざしている。
- 研修会等は、本部・支部研修あわせて8回実施。コロナ禍に伴い、会場収容人数を制限、Web（Zoom、YouTubeによる配信）を併用する等により、感染症拡大防止措置を徹底したうえで開催した。説明内容は、市町および活動組織からのニーズに沿って、令和4年度の改正のポイント、地域資源の適切な保全管理のための推進活動について説明を実施。また、協議会と連携し推進協議会総会を書面議決により開催し、当該年度の事業計画・収支決算および翌年度の事業計画・収支予算等について承認を受けた。
- 「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」は、子どもからお年寄りまで、みんながいいきと暮らす農村の実現を目指し、次世代を担う子ども達が農業・農村の姿や将来について考えるきっかけとなるために、小学校5年生を対象に毎年度実施。県下46校より218点の募集があり、知事賞・教育長賞ほか8賞を審査・選定したが、表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。
- 事業計画等の指導・審査について、市町が実施する資源向上支払（施設の長寿命化）認定予定路線にかかる現地確認への立会し、採択の妥当性の確認および対策工法等の技術的指導を行った。また、農政局が行う抽出検査に立会し、修正・指摘事項に対して活動組織および市町から相談があった場合に指導等を行った。このほか、市町が実施する中間点検・中間指導に立会し、活動組織の取組状況等について指導を行った。
- 本交付金の実施状況の点検および施策評価について、第三者機関である滋賀県農村振興交付金制度審議会を開催（R5.12.25）して説明を行い、助言、指導を受け、それを施策評価に反映した。

| 実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）                                                                                                                                                                                                                                                 | 評価 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>ホームページを通じた情報の提供</b><br>（具体的な内容）<br>滋賀県HPで次の事項について掲載し、公表を実施<br>①滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）の変更<br>②多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の変更<br>③農村振興交付金制度審議会（第三者機関）による本交付金の点検および取組の評価の結果<br>④各種パンフレット・施策評価資料・活動事例集等について、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会HPで公表（滋賀県HPに同協議会へのリンクを設定） | ○  |
| <b>パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発</b><br>（具体的な内容）                                                                                                                                                                                                                             | ◎  |

|                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| ①パンフレット『『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』に取り組んでみませんか!』作成<br>②資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」作成<br>③事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」作成<br>④推進協議会会誌「まるごとだより（第47号・第48号）」一部原稿作成                                                                                           |   |
| <b>研修会等の実施</b><br>（具体的な内容）<br>①県・市町等担当者会議の開催（R3.3.15）<br>②世代をつなぐ農村まるごと保全（事務・技術等）研修会における講師対応<br>回数：計8回（本部研修会：2回、支部研修会：6回）<br>内容：「令和2年度における対策・取組の留意事項」<br>「地域資源の適切な保全管理のための推進活動について」ほか<br>③推進協議会と連携し、推進協議会総会の運営（総会の開催：2回/年）<br>コロナ禍に伴い書面議決に変更              | ◎ |
| <b>優良活動表彰による普及・啓発</b><br>（具体的な内容）<br>①「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」の実施<br>対象：県内の小学5年生<br>実績：218点（46校）からの応募⇒知事賞、教育長賞ほか8点を審査・選定<br>コロナ禍に伴い授賞式中止（賞状、記念品を送付）<br>②①の受賞作品を滋賀県農業農村整備事業紹介冊子「2022 しがの農業農村整備」に掲載し、情報発信を実施<br>③①の作品について新聞社、放送局へ情報提供<br>⇒新聞掲載、ニュース番組で取り上げ | ○ |
| <b>イベント、メディア等を通じた広報活動</b><br>（具体的な内容）<br>①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等中止<br>⇒「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」受賞式等を計画していたが断念                                                                                                                                         | — |
| <b>事業計画等の指導・審査</b><br>（具体的な内容）<br>①資源向上支払（施設の長寿命化）認定予定路線にかかる現地確認への立会、対策工法等の技術的指導：10市町<br>②農政局が実施する抽出検査への立会：米原市のみ、守山市、近江八幡市、多賀町は書面検査<br>③市町が実施する中間点検・中間指導への立会：19市町（10月～2月）                                                                                | ○ |
| <b>第三者機関の設置・運営等</b><br>（具体的な内容）<br>①滋賀県農村振興交付金制度審議会の運営（会議の開催：2回/年）<br>◇第2回滋賀県農村振興交付金制度審議会（R5.12.25開催）において、本交付金の実施状況の点検および本交付金の施策評価を説明<br>◇助言、指導を受け施策評価に反映<br>②滋賀県農村振興交付金制度審議会の結果を滋賀県HPで公表                                                                | ◎ |

評価 ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある  
 ○：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある  
 △：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない  
 ×：全く効果がなかった

### 3. 市町の推進活動

#### 【総括】

- 市町ごとに、法に基づく促進計画の確認・見直しを実施し、変更が生じた場合は適切に変更処理を行い、HP等で公表している。また、活動組織の事業計画について変更計画の申請があった場合は、内容の審査および変更認定を実施し、概要をHP等で公表している。このほか、活動組織の取組状況等についてHPで紹介し、未取組集落等への普及・啓発を行っている。
- 県が策定した資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」および事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」について、活動組織へのアンケート調査や聞き取りを支援し、負担軽減を図った。
- 研修会等について、県および推進協議会と連携し、活動組織のニーズに沿った支部研修会を企画・運営したほか、広域化推進または新規取組に関心のある集落に対して説明会を開催するなど普及・啓発に努めた。このほか、実施状況報告書を作成する時期にあわせて書類作成にかかる相談会を開催し、活動組織の負担軽減に寄与した。
- 事業計画等の指導・審査について、県と連携して、資源向上支払（施設の長寿命化）認定予定路線にかかる現地確認・審査を実施した。また、農政局が行う抽出検査では、活動組織とともに受検し、修正・指摘事項があった場合は活動組織に対して指導を行うとともに、抽出検査対象組織以外の組織について、県と連携して中間点検・中間指導を実施し、取組状況等について適切な指導を行った。このほか、推進協議会と連携して、活動組織から提出される実施状況報告書の確認を行い、修正を要する場合は該当組織に対して適切な指導を実施した。

| 実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）                                                                                                                                                                                                                                     | 評価 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>ホームページを通じた情報の提供</b><br>（具体的な内容）<br>①法に基づく促進計画の変更にかかる公表<br>②事業計画の変更認定にかかる概要の公表<br>③活動組織の紹介                                                                                                                                                               | ○  |
| <b>パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発</b><br>（具体的な内容）<br>①資料「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる施策評価について」にかかる対象組織へのアンケート調査への協力（対象組織の選定、案内、問い合わせ対応など）<br>②事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」にかかる活動組織への聞き取り（対象組織の選定、案内、概要・取組内容の聞き取り、問い合わせ対応など）<br>③未取組集落等から相談等があった場合、パンフレット等を活用した普及・啓発を実施 | ◎  |
| <b>研修会等の実施</b><br>（具体的な内容）<br>①県および推進協議会と連携し、支部研修会の企画・運営：計6回<br>②広域化推進にかかる説明会の実施：2回（草津市）<br>③未取組集落への事業説明会：4回（栗東市、彦根市、米原市）<br>④実施状況報告書など書類作成にかかる相談会（日野町、コロナ禍に伴い資料配布のみ）                                                                                      | ◎  |
| <b>優良活動表彰による普及・啓発</b><br>（具体的な内容）                                                                                                                                                                                                                          | —  |

|                                                                                                                                                                                            |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 特になし                                                                                                                                                                                       |   |
| イベント、メディア等を通じた広報活動<br>(具体的な内容)<br>特になし                                                                                                                                                     | — |
| 事業計画等の指導・審査<br>(具体的な内容)<br>①資源向上支払(施設の長寿命化)認定予定路線にかかる現地確認・審査、対策工法等の技術的指導:10市町<br>②農政局が実施する抽出検査への立会:米原市のみ、守山市、近江八幡市、多賀町は書面検査<br>③中間点検・中間指導の実施:19市町(10月~2月)<br>④実施状況報告書の確認・指導(修正を要する場合):19市町 | ○ |

#### 4. 滋賀県世代をつなぐ農村まると保全推進協議会の推進活動

##### 【総括】

- 本交付金の概要および様式集を掲載するほか、県と連携して作成した協議会誌「まるとだより」、資料「世代をつなぐ農村まると保全向上対策にかかる施策評価について」や事例集「世代をつなぐ農村まると保全向上対策 活動事例集」を掲載し情報発信を行った。また、活動組織から直接投稿された取組事例の紹介、研修会案内や推進活動状況などの最新情報を掲載し、本交付金の推進に寄与している。
- パンフレット、施策評価資料、活動事例集等については、県と連携して作成し、全市町および活動組織あてに印刷製本したものを配布。この資料を次年度以降の推進活動に活用してもらうこととし、本交付金のさらなる普及・啓発をめざしている。
- 研修会等については、県・市町と連携して活動組織のニーズに沿った本部・支部研修会を実施したほか、事務支援システムの普及も兼ねた取扱説明会、活動組織が行う「生きもの観察会」の支援、推進協議会総会の企画・運営を実施した。
- 「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」については、県と連携して実施。コロナ禍に伴い授賞式は中止したが、受賞作品は支部・本部研修会場や滋賀県庁に展示する等により普及・啓発を行った。
- 事業計画等の指導・審査について、市町と連携して、活動組織から提出される実施状況報告書の確認を行い、修正を要する場合は該当組織に対して適切な指導を実施した。

| 実施した推進・指導、支援内容(具体的な内容)                                                                                                                                                                                                               | 評価 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ホームページを通じた情報の提供<br>(具体的な内容)<br>推進協議会HPに以下の資料等を掲載し、取組に必要な最新の情報を提供<br>①制度の概要、様式集<br>②協議会誌「まるとだより」<br>③資料「世代をつなぐ農村まると保全向上対策にかかる施策評価について」<br>④事例集「世代をつなぐ農村まると保全向上対策 活動事例集」<br>⑤活動事例の紹介(活動組織から直接投稿された情報)<br>⑥お知らせ(研修会案内や推進活動の状況など最新情報を発信) | ○  |
| パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発                                                                                                                                                                                                              | ◎  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <p>(具体的な内容)</p> <p>① パンフレット『『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』に取り組んでみませんか!』<br/>作成・印刷製本・配布：5,000 部</p> <p>②事例集「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 活動事例集」<br/>作成・印刷製本・配布：2,000 部</p> <p>⑤ 推進協議会会誌「まるごとだより (第 51 号・第 52 号)」<br/>作成・印刷製本・配布：1,900 部×2 回=3,800 部</p> <p>④普及・啓発用のぼり旗 (支柱除く) 作成・配布：2,000 枚</p>                                                                                                                                            |   |
| <p><b>研修会等の実施</b></p> <p>(具体的な内容)</p> <p>県・市町と連携し、以下の研修会等を実施</p> <p>①世代をつなぐ農村まるごと保全 (事務・技術等) 研修会の企画・運営<br/>回数:計 8 回 (本部研修会:2 回、支部研修会:6 回)<br/>内容:「刈払い機の安全な使い方」(大津・南部支部は実技指導も実施)<br/>「令和 4 年度における対策・取組の留意事項」<br/>「地域資源の適切な保管理のための推進活動について」<br/>「活動の実施および書類作成の際の注意点」<br/>「農業水利施設の簡易な補修方法について」</p> <p>②事務支援システム取扱説明会の開催 (1 回/年)</p> <p>③活動組織が行う「生きもの観察会」支援</p> <p>④県と連携し、推進協議会総会の運営 (総会の開催:2 回/年)<br/>コロナ禍に伴い書面議決に変更</p> | ◎ |
| <p><b>優良活動表彰による普及・啓発</b></p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」の実施<br/>対象:県内の小学 5 年生<br/>実績:218 点 (46 校) からの応募⇒知事賞、教育長賞ほか 8 点を審査・選定<br/>コロナ禍に伴い授賞式中止 (賞状、記念品を送付)</p> <p>②①の受賞作品を本部・支部研修会会場等に巡回展示<br/>5 会場:野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、滋賀県庁</p>                                                                                                                                                                         | ○ |
| <p><b>イベント、メディア等を通じた広報活動</b></p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等中止<br/>⇒「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」受賞式等を計画していたが断念</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | — |
| <p><b>事業計画等の指導・審査</b></p> <p>(具体的な内容)</p> <p>①実施状況報告書の確認・指導 (修正を要する場合):19 市町</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ○ |

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

| 指 標                      | 現況 (R4)       | 目標 (R5) |
|--------------------------|---------------|---------|
| SDGs17: 地域協働の力により目標を達成する |               |         |
| 多面的機能支払交付金に取り組む市町村数      | 19 市町<br>100% | —       |



|                       |                 |   |
|-----------------------|-----------------|---|
| NPO 法人化した組織数          | 0 組織<br>0%      | — |
| 土地改良区と連携して活動を行っている組織数 | *155 組織<br>*29% | — |

※土地改良区が構成員に入っている組織数を計上。連携の有無については不明。

【SDGs17：地域協働の力により目標を達成する】

- 全市町（19 市町）において多面的機能支払交付金が取り組まれており、令和 4 年度は 531 組織（950 集落）が活動を行っている。
- そのうち、NPO 法人化した組織数は該当がなかった。
- 土地改良区が構成員に入っている組織数は、155 組織で全体の約 3 割となっている。
- 以上から、NPO 法人化した組織はないものの、地域の実情に合わせて、農家や土地改良区等の農業者団体のほか、非農家も含めた多様な主体での共同活動が県内全市町で実施されているため、本交付金は「(SDGs17) 地域協働の力により目標を達成する」に貢献していると評価する。

## 第6章 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向等

### 1. 取組の推進に関する課題、今後の取組方向

#### (1) 取組の推進に係る活動について

##### 【取組の推進に関する課題】

- 農村地域の過疎化・高齢化等の進行に伴い、将来の地域リーダーの確保が困難になりつつある中、将来にわたる活動の継続への不安を抱える組織があり、後継者等の人材育成および確保が課題となっている。
- 計画書や報告書の作成等の事務作業に多くの時間と労力を要し、円滑な活動の支障となっている組織もあることから、更なる事務の効率化・合理化による事務負担の軽減が課題となっている。

##### 【今後の取組方向】

- 引き続き、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と担い手農家への農地集積といった構造改革を後押しする取組として、共同活動の定着および内容の充実・習熟化を図る。
- 具体的には、活動の定着に向け、事務負担の軽減を図るべく、①「活動組織の広域化推進の手引き」等を活用した組織の広域化の推進、②土地改良区等との連携など市町等と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進する。
- また、活動内容の充実および習熟化に向けては、活動事例集や施策評価資料等を活用し、優良事例等の紹介など集落への積極的な普及啓発を行う。

#### (2) コロナ禍による行動制限について

##### 【コロナ禍での影響状況】

- 施策の評価のためのアンケートでは、7割の組織がコロナ禍によって共同活動に何らかの悪影響が出たと回答している。影響としては活動人数の減少、活動時間の減少があげられるが、支出額が増えたという意見はごく少数であった。
- 各年度の実施状況報告の結果からは、令和2年度には84組織がコロナ禍の影響で共同活動を一部実施できなかったと報告しており、令和4年度の自己評価の活動参加者数の減少とも合致する。なお、令和4年度には68組織がコロナ禍の影響で共同活動を一部実施できなかったと報告しており、従前に比べて活動に悪影響は残っているものの、回復傾向にあると考えられる。

##### 【コロナ禍における本交付金に係る活動に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- コロナ禍により、多人数の対面によって行う、生き物観察会などのイベントの開催、活動が困難になり、普及・啓発活動に影響を与えている。活動組織からは、コロナ禍により一旦中止した活動を再度復活させるのは難しいとの意見も出ている。コロナ禍により縮小してしまった活動を、感染対策をおこないつつ元の規模に戻していくことが課題となっている。
- コロナ禍での活動の際の対応として、活動の中止以外では、参加人数の縮小、総会や打合せの書面開催があげられる。
- 推進協議会が行う研修等についても、研修時の席配置を十分に離す、消毒機器の設置などの対応を行った。また、研修内容のWEB配信、録画配信を行い、対面でなくとも

研修に参加できるよう対応を行った。

- 今後は、新型コロナウイルス感染症が5類となったこともあり、活動を再開する組織も増えることが想定されるので、適切な感染予防策を研修等により指導していく。

### **(3) デジタル技術の活用について**

#### **【デジタル技術の活用状況】**

- 施策の評価のためのアンケートでは、4割の組織が何らかのデジタル技術を活用していた。活用している技術としては、スマートフォンアプリ、事務支援システム、ドローンなどがあげられる。
- ただし、活動組織と市町間、推進協議会間の連絡はいまだに書面で行っている組織が多く、事務、連絡等に大きな手間がかかっている状態である。

#### **【デジタル技術の活用に係る活動に関する課題、対応状況、今後の取組方向】**

- アンケートにおいて、6割以上の組織が「より使いやすい、簡単なデジタル技術の登場」がデジタル技術の普及に必要であると回答しており、現在のデジタル技術の敷居の高さが、普及のハードルになっていると考えられる。
- 推進協議会から、活動組織向けの事務支援用システムを配布し、活動組織の事務手間の軽減を図っているところである。

### **(4) 地域外からの人の呼び込みについて**

#### **【地域外からの人の呼び込みの状況】**

- 施策の評価のためのアンケートでは、5割の組織がすでに人手不足を感じており、8割の組織が将来的に地域内では人手不足となると懸念している。
- 一方で地域外の民間企業、法人との連携を希望する組織は3割にとどまる。
- 他地域から人、企業を呼び込むにあたって、間に立って調整を行う中間支援的組織を7割の組織が求めており、調整役の人的支援、外部組織とのマッチング、情報提供が求める役割として挙げられている。

#### **【地域外からの人の呼び込みに関する課題、対応状況、今後の取組方向】**

- 現状、他地域からの人、企業の呼び込みが多くない理由として、連携先になりうる企業、組織の情報がないこと、現状の組織内で調整まで行えないことが課題になっていると考えられる。
- 滋賀県では「しがのふるさと支えあいプロジェクト」として、高齢化・過疎化が進む中山間地域において、農地周辺の草刈りや排水路の泥上げ等の農地保全活動への外部の人材の参加を推進している。
- 今後は本取組の対象の拡大と推進により、対象となる活動組織、企業、人材の拡大を図る。

### **(5) 若者女性などの多様な参画について**

#### **【若者女性などの多様な参画の状況】**

- 施策の評価のためのアンケートでは、女性役員の数は3%であった。
- 令和4年度には組織の構成員として女性会は308組織が参画しており、自治会、子供

会に次ぐ参加数であった。

- 若手の参画については、令和4年度の40歳以下の活動参加者の割合は9%であり、65歳未満の割合は全体の参加者の5割未満であった。
- また、令和4年度の自己評価においても、集落内での若手の不在、活動への不参加について問題点として挙げている組織が多い状態であった。

【若者女性などの多様な参画に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- 令和4年度の自己評価の結果より、6割以上の組織が「学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施」に取り組んでいるものの、そのうち半数の3割の組織が、問題があると回答している。
- 若手、女性など、多様な主体の参加につなげるためには、活動への理解を得るための普及・啓発活動が必要である。
- 若い世代の活動への参加を促すためには、地域内の普及啓発活動に加え、教育機関との連携により、今後の担い手となる世代に早い時期から多面的機能について普及を行うことが将来的な活動の維持につながるものと思われる。

（6）教育機関との連携について

【教育機関との連携の状況】

- 施策の評価のためのアンケートでは、4割以上の組織が教育機関とすでに連携している、あるいは連携したいと回答している。
- 令和4年度には143の学校、PTAの参画があった。
- 以上から現状では、滋賀県では生き物観察会の開催など、比較的多くの組織で教育機関との連携が実施されていると言える。

【教育機関との連携に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- 教育機関との連携を望まないと回答した組織では、「連携を実施するのに割けるほどの人手が組織にない」という理由が多かった。また、地域の子供会とすでに連携しており、わざわざ教育機関と連携したいと思わないという意見も見られた。
- このことから、連携に係る手間が大きな課題となっていると考えられる。
- 連携を望むが人手が足りない組織については、連携先の紹介を行うとともに、イベントの企画等を事務局で行うことのできる、広域組織化を引き続き推進する。

（7）生態系保全、環境保全型農業に関する取組について

【生態系保全、環境保全型農業に関する取組の状況】

- 滋賀県では資源向上活動（共同）に取り組む場合、生態系保全活動に取り組むことを必須としている。
- また、琵琶湖および流域の河川の生態系への影響を低減するため、透視度調査および水守当番も必須の活動としている。
- 施策の評価のためのアンケートでは、7割以上の組織の中で環境保全型農業に取り組む農家がある。

【生態系保全、環境保全型農業に関する取組に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- 生態系保全活動を必須の取組としていることについて、活動の負担になっているとい

う意見も見受けられる。

- 一方で、本取組は世界農業遺産「琵琶湖システム」の中核をなす取組であることから、共同活動に取り組む組織数を維持するため、提出書類の簡素化を進めると同時に、生態系保全に対する重要性の啓発を引き続き進める。

#### （８）地域防災（「田んぼダム」）の取組について

##### 【地域防災（「田んぼダム」）の取組の状況】

- 令和４年度には広域組織傘下の５集落において、田んぼダムの取組が行われている。うち、１集落においてスマート田んぼダムの取組が行われている。
- 施策の評価のためのアンケートでは、すでに取り組んでいると回答した組織以外にも２組織が田んぼダムに取り組みたいと回答した。

##### 【地域防災（「田んぼダム」）の取組に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- 現在田んぼダムに取り組む組織は限られた地域の集落のみである。
- 取組推進に必要なこととして、より着手しやすい取組の登場と５割以上の組織が回答していた。
- また、具体的な活用方法・事例の紹介、営農への影響の不安を取り除くことが必要であるという意見もあった。
- 今後は、研修やパンフレットの作成により、田んぼダムの効果や、すでに取り組んでいる事例の発信を行う。

#### （９）取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について

##### 【取組推進のためのノウハウの蓄積・活用の状況】

- 施策の評価のためのアンケートでは、７割の組織で多面的機能増進のための活動の推進、継続に関する取組を行っていた。
- 令和４年度の自己評価でも７割以上の組織で「組織運営や事務を担う人材の育成」や「取組の継続に向けた組織体制の検討」に取り組んでいた。
- しかし、５割程度の組織が、取り組んではいるが問題があると回答していた。

##### 【取組推進のためのノウハウの蓄積・活用に関する課題、対応状況、今後の取組方向】

- 施策の評価のためのアンケートでは、活動継続の工夫について、簡単に取り組めるよう交付対象の拡大、工夫に対する経済的な支援を求める意見が多かった。
- このことから、継続のための取組に多面的機能支払交付金がうまく活用できていないと考えられる。
- 組織の運営を行う人材に関する研修を拡充させるほか、組織の体制維持に係る取組について、どのような活動が多面的機能支払交付金の対象になるかを整理し周知することが必要であると考えられる。

## ２．制度に対する提案等

- 「組織の広域化・体制強化」の広域化組織に対する支援であるが、設立当初年度にパソコンやコピー機など事務用の機器をそろえる必要があるが、機器類は５年程度の耐用年

数であり、設立後２期目以降には更新が必要となるため、広域組織の運営に対する継続的な支援を提案する。

- 土地改良長期計画のK P I に、「地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和７年度までに約６割以上」とする目標値が設定されていることから、広域組織化推進を目指している都道府県・市町村・推進組織に対し、日本型直接支払推進交付金の重点配分を行う等の支援を提案する。
- 高齢化、人口減少への対応として、外部人材の確保に向けた多様な主体との連携・協力にかかるマッチング等への支援を提案する